

令和 8 年第 5 回定例会

草津町議会定例会会議録

自 令和 8 年 6 月 8 日
至 令和 8 年 6 月 12 日

草 津 町 議 会

令和八年第五回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和八年第五回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和八年第五回〔六月〕定例会

草津町議会議録

令和8年第5回草津町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号（6月8日）

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○説明のため出席した者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員指名	5
○会期決定	5
○町長行政報告	5
○議長議会報告	10
○教育委員会の点検・評価に関する報告	11
○議案第1号～議案第17号、議案第19号の一括上程、説明	11
○議案第19号の質疑、討論、採決	22
○議案第1号～議案第17号の委員会付託	25
○報告第1号の報告	26
○報告第2号の報告	27
○発議第1号の上程、委員会付託	28
○請願及び陳情書の上程、委員会付託	28
○議事予定の決定	29
○散会の宣告	29

第 2 号（6月12日）

○議事日程	31
-------	----

○会議に付した事件	3 2
○出席議員	3 2
○欠席議員	3 2
○説明のため出席した者	3 2
○事務局職員出席者	3 2
○開議の宣告	3 3
○議事日程の報告	3 3
○付託議案にかかる委員長報告	3 3
○発議第 1 号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	4 8
○議案第 3 号及び議案第 4 号の一括質疑、討論、採決	4 9
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	4 9
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第 7 号及び議案第 8 号の一括質疑、討論、採決	5 9
○議案第 9 号及び議案第 1 0 号の一括質疑、討論、採決	6 2
○議案第 1 1 号及び議案第 1 2 号の一括質疑、討論、採決	6 3
○議案第 1 3 号から議案第 1 7 号の一括質疑、討論、採決	6 4
○請願書・陳情書に係る委員長報告	6 5
○議員派遣の件	6 5
○付託議案外にかかる委員長報告	6 6
○一般質問	7 0
9 番 湯 本 晃 久 君	7 0
3 番 有 坂 太 宏 君	7 2
4 番 市 川 祥 史 君	7 6
6 番 小 林 純 一 君	7 9
○閉議及び閉会の宣告	8 3
○署名議員	8 5

草津町告示第28号

第5回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月1日

草津町長 宮 崎 公 雄

記

1、日 時 令和8年6月8日 午前10時

2、場 所 草津町役場

3、議 題

- 議案第 1 号 草津町部課設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 草津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 号 草津町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 草津町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 令和8年度草津町一般会計補正予算（第2次）
- 議案第 6 号 令和8年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
- 議案第 7 号 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1次）
- 議案第 8 号 令和8年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）
- 議案第 9 号 財産の取得について
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第11号 町道の路線廃止について
- 議案第12号 町道の路線変更について
- 議案第13号 温泉引用許可について
- 議案第14号 温泉引用許可について
- 議案第15号 温泉引用者移転許可について
- 議案第16号 温泉引用者移転許可について

- 議案第 17 号 温泉引用許可事項の変更について
- 議案第 18 号 草津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 19 号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 報告第 1 号 温泉高度利用許可について
- 報告第 2 号 令和 7 年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について
- 発議第 1 号 特別委員会設置について

令和 8 年 6 月 8 日（月曜日）

（ 第 1 号 ）

令和8年第5回草津町議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月8日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 議
- 第 2 議事日程の報告
- 第 3 会議録署名議員指名
- 第 4 会期決定
- 第 5 町長行政報告
- 第 6 議長議会報告
- 第 7 教育委員会の点検・評価に関する報告
- 第 8 議案上程
議案第1号から議案第19号
- 第 9 議案第18号 質疑・討論・採決
- 第10 議案第19号 質疑・討論・採決
- 第11 議案第1号から議案第17号 委員会付託（別紙付託案）
- 第12 報告第1号から報告第2号 報告
- 第13 発議上程
発議第1号
- 第14 発議第1号 委員会付託（別紙付託案）
- 第15 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表）
- 第16 議事予定の決定（別紙案）
- 第17 閉 議（散会）

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 直 井 新 吾 君

2 番 安 齋 努 君

3 番 有 坂 太 宏 君
 5 番 安 井 尚 弘 君
 7 番 金 丸 勝 利 君
 9 番 湯 本 晃 久 君
 1 1 番 宮 崎 謹 一 君

4 番 市 川 祥 史 君
 6 番 小 林 純 一 君
 8 番 上 坂 国 由 君
 1 0 番 黒 岩 卓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 宮 崎 公 雄 君
 教 育 長 富 澤 勝 一 君
 企画創造課長 田 中 浩 君
 住 民 課 長 熊 川 一 記 君
 健康推進課長 萩 原 健 司 君
 土 木 課 長 佐 藤 俊 之 君
 会 計 管 理 者 岡 田 薫 君
 教 育 委 員 会 兼 白 鳥 正 和 君
 事 務 局 長 兼 課 長
 温 泉 課 長 関 亘 君
 社会福祉協議 上 坂 尚 己 君
 会 事 務 局 長

副 町 長 青 木 重 尚 君
 愛 町 部 長 兼 川 島 和 武 君
 上 下 水 道 課 長
 総 務 課 長 石 坂 恒 久 君
 税 務 課 長 堀 田 高 史 君
 観 光 課 長 宮 崎 健 司 君
 福 祉 課 長 越 前 谷 学 君
 生 活 環 境 課 長 高 井 洋 一 君
 ベ ル ツ こ ど も 橋 爪 保 君
 園 長
 総 務 課 主 査 今 平 一 真 君

事務局職員出席者

議会事務局長 和 田 修

議 会 書 記 新 田 美 幸

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまから令和8年第5回草津町議会定例会を開会いたします。

今日からクールビズということで、皆さんご協力いただきます。今日から9月いっぱいということでございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 初めに、上程予定でありました議案第18号については、当局より議案撤回請求書が6月5日に提出されましたので、上程をいたしませんのでよろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名します。

1番、直井新吾議員、10番、黒岩卓議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りします。会期については、5月20日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から15日までの8日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期については本日より15日までの8日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告を願います。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） おはようございます。それでは行政報告を行います。

前回、令和8年3月9日開催の定例議会から、本日開催の定例議会までの行政報告をさせていただきます。

3月13日、草津中学校の卒業証書授与式が行われ、出席をまいりました。卒業生は35名であり、進路状況については、県内国立高校1名、公立高校19名、県内私立高校14名、通信制1名となります。

3月14日、一般国道17号渋川西バイパスの開通式が現地で開催され、上信自動車道建設促進期成同盟会の役員と共に出席し、式典の後、「くす玉開披」や「通り初め」にも参加をまいりました。

3月19日、草津町区長会が役場で開催され、出席しました。

同日、長野県山ノ内町に出向き、表敬訪問を兼ねて平澤町長と情報交換を行ってまいりました。

3月23日、新たに着任した長野原警察署刑事生活安全課長が来庁され、就任の挨拶を受けました。

3月24日、草津小学校の卒業証書授与式が行われ、出席をまいりました。本年は37名の児童が卒業されました。

同日、100歳を迎えた篠原トクさんを慶祝訪問し、お祝いの挨拶をまいりました。

3月26日、吾妻郡町村会の3月定例会、吾妻広域圏整備組合の第7回理事会及び吾妻広域議会第1回定例会が中之条町で開かれ、出席をまいりました。

また終了後、吾妻環境施設組合の関係町村長会議に出席し、新ごみ処理施設に関わる進捗状況の報告を受けてまいりました。

3月27日、ベルツこども園の卒園式が行われ、出席をまいりました。今年は19人の園児が卒園されました。

3月30日、草津町固定資産評価審査委員に新たに就任した、三浦正欽さんに町長室にて委嘱状を交付をいたしました。

同日、新たに購入した消防ポンプ自動車が増車となり、町と消防本部の共催で引渡式を開き、配備する第6分団へ車両の引渡しを行いました。

同日、県立高校在り方検討会が中之条合同庁舎において開催され、出席をまいりました。

3月31日、群馬大学から副学長らが来庁され、草津町の温泉成分の研究や、自ら実施している研究等について情報交換を行いました。

4月2日、NHK前橋放送局から國廣局長が表敬訪問のため来庁され、会談をいたしました。

4月3日、ベルツこども園の入園式が行われ、出席してまいりました。今年度は25名の園児を迎え入れ、園児の総数は104名となっております。

4月6日、長野原警察署で行われた新1年生への黄色いワッペン贈呈に出席し、交通安全啓発運動を行ってまいりました。

4月7日、草津小学校並びに草津中学校の入学式が行われ、祝辞を述べてまいりました。今年度の草津小学校の新入学児童は18名、草津中学校の入学生は35名であります。

同日、吾妻広域圏整備組合事務局が来庁され、吾妻郡町村会の監事としての監査を行いました。

4月8日、多くの町民の皆様にご協力いただき、春の道路愛護デーを実施しました。議員の皆様にも大変お忙しい中、現地視察にご参加いただきましてありがとうございました。

また、4月15日から16日にかけて、消防団による幹線道路の清掃を行っていただきました。ありがとうございました。

4月9日、気象庁へ総務課長と共に出向き、表敬訪問を兼ねて草津白根山の火山活動状況の情報共有と協議を行ってまいりました。

4月11日、陸上自衛隊第12旅団創立25周年及び相馬原駐屯地創設67周年記念事業に招かれ、榛東村に出向き出席してまいりました。

4月14日、国土交通省関東地方整備局から、利根川水系砂防事務所長及び河川部総合土砂管理官の2名が来庁され、令和8年度の事業及び予算について説明を受けました。

同日、草津白根山防災会議協議会が役場で開催し、令和8年度における草津白根火山対策の協議を行いました。当日は気象庁や火山学者、群馬県や長野県等から関係者約60名の出席をいただきました。

4月16日から17日にかけて、関東町村会トップセミナーが東京の全国町村会館で開催され、出席してまいりました。

4月20日、防衛省自衛隊地方協力本部、沼田地域事業所長及び広報官が表敬訪問のため来庁され、対応いたしました。

4月22日、観光協会DMO人材育成部会の主催による、第7回草津温泉合同入社式が熱乃湯で行われ、官民合わせて43名の参加者に歓迎の挨拶をしてまいりました。

同日、草津町老人クラブ連合会の定期総会が総合体育館において開催され、挨拶をしてま

いました。

同日、草津町区長会の総会が役場で開催され、情報交換を行ってまいりました。

同日、令和8年度万座しぜん情報館協議会総会が婦恋村役場で開催され、企画創造課長に代理出席させました。

4月23日、草津温泉婦人会通常総会が公民館で開催され、挨拶をしてまいりました。

4月24日、草津町農業委員会の会議が役場で開催され、挨拶をしてまいりました。

4月27日、吾妻森林管理署長が表敬訪問のため来庁されました。

同日、日本聖公会北関東教区から司祭ほか3名が来庁され、国立療養所の今後の在り方等について情報交換を行いました。

同日、品木ダム水質管理所長が来庁されました。

4月28日、町主催による、草津温泉スキー場センターハウス竣工式が天狗山ゲレンデにおいて挙行をし、群馬県副知事を始め招待客57名のほか、関係者約40名の参加をいただきました。第1部ではセンターハウスの1階で式典が執り行われ、私からは今後この施設が通年型レジャーの拠点として、多くの人に活用されることを期待する旨の挨拶をいたしました。その後、第2部では会場を2階に移し、くす玉割り、イートスペースでの提供される食事の試食会を行い、参加者からは高い評価をいただいたわけです。

同日、草津町母子保健推進員の定期総会が保健センターで開催され、挨拶をしてまいりました。

4月30日、吾妻郡町村会定例総会及び吾妻広域圏整備組合の第1回理事会が東吾妻町で開催され、出席をしてまいりました。

同日、国土交通省関東地方整備局から、高崎河川国道事務所長が来庁され、情報交換を行いました。

5月7日、100歳を迎えられた鈴木みやさんを慶祝訪問し、お祝いの挨拶をしてまいりました。

5月11日、姉妹都市である神奈川県葉山町から、山梨町長並びに土佐議長のほか2名の議員が来庁され、宮崎議長も加わり意見交換を行いました。

5月13日、令和8年度道路整備促進期成同盟会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会が東京の砂防会館で開催され、出席してまいりました。

5月14日、来月行われる吾妻郡消防団ポンプ操法大会の出場に伴う激励式が総合体育館駐車場で行われ、草津町消防団に対して激励の訓示を行いました。今年は1分団、6分団だそ

うでございます。

同日、群馬テレビによる、「35市町村長に聞く」という特別番組のインタビューを応接室で受けました。主に今年度の重点施策についての取材であり、放送は6月下旬ということであります。

5月15日、観光協会が主催する、「草津温泉和傘の舞」点灯記念式が湯路広場で行われ、挨拶をしてまいりました。多くの観光客が会場周辺に集まり、幻想的なライトアップされた和傘を背景に、写真や動画の撮影を楽しんでいました。

5月18日、群馬県内の町村長研修が明和町で行われ、参加してまいりました。

5月19日、群馬県地域創生部長のほか地域創生課職員が来庁され、本年度における群馬県未来構想フォーラムの打合せを行いました。草津町での開催は6月30日となります。

5月20日、吾妻振興局県政説明会が中之条合同庁舎で開催され、出席してまいりました。

5月21日、町政懇談会を午前と午後の2回実施し、議員の皆様をはじめ、延べ40名の町民の方々に参加をしていただきました。当日は、私や職員から当初予算や主要事業の概要説明をさせていただき、参加者からご質問やご意見をいただくなど、有意義な懇談会が実施できました。

5月22日、令和8年度渋川・吾妻地域在来線活性化協議会総会が渋川市役所で開かれ、昨年度は監事であったことから、令和7年度の監査報告を行ってまいりました。

5月25日、令和8年度国道146号軽井沢バイパス建設等期成同盟会総会が軽井沢町役場で開かれ、参加をしてまいりました。

同日、新たに就任した前橋地方气象台長が来庁され、就任の挨拶を受けました。

5月26日、草津町立小中学校統合準備協議会の開催に当たり、挨拶をしてまいりました。

同日、スポーツ各賞の授与式が役場で挙行され、副町長に代理出席をさせました。

5月27日から28日にかけて、宮崎議長及び総務観光副委員長のほか、業界3団体の代表者とメディア及びエージェントへのトップセールスを行いました。27日には、県内においてNHK前橋放送局、上毛新聞社、JR東日本高崎支社を訪問した後、県外の観光経済新聞社等3社を訪問し、翌28日は東京都の大手旅行会社の4社を表敬訪問をいたしました。4月に竣工を迎えた天狗山センターハウスの状況や観光など、意見交換を行うとともに草津温泉に対するさらなる支援と協力を依頼してまいりました。

6月1日、草津町消防団による模擬火災訓練が大滝乃湯駐車場で実施され、団長の指揮の下、良好な訓練が行われました。また、終了後には町長としての消防団員に訓示を行ってま

いました。

以上、本定例会におきましての行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 町長の行政報告は終わりました。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

3月13日、草津中学校の卒業証書授与式が行われ、議員各位と出席をいたしました。

3月24日、草津小学校の卒業証書授与式が行われ、出席をいたしました。

3月26日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会定例会が中之条町役場で開催され、金丸副議長と出席をいたしました。

4月7日、草津小学校及び草津中学校の入学式に出席をいたしました。

4月8日、春の道路愛護デー視察が実施され、議員各位と町内視察を行いました。

4月11日、第12旅団創立25周年・相馬原駐屯地創設67周年記念行事が相馬原駐屯地で行われ、出席をしてまいりました。

4月22日、観光協会による草津温泉合同入社式が熱乃湯で開催され、出席をし挨拶をしてまいりました。

同日、草津町老人クラブ連合会定期総会が総合体育館にて開催され、出席をし挨拶をしてまいりました。

4月28日、草津温泉スキー場センターハウス竣工式が行われ、議員各位と出席をいたしました。

5月11日、葉山町長並びに葉山町議会議長ほか2名の議員が来庁し、意見交換を行いました。

5月14日、吾妻郡町村議会議長会定例総会・情報交換会が長野原町で開催され、出席をいたしました。

5月15日、「草津温泉和傘の舞」点灯記念式が湯路広場で開催され、出席をし挨拶をしてまいりました。

5月17日、国民平和大行進吾妻地区が行われ、草津町役場前で出発式があり、挨拶をしてまいりました。

5月20日、吾妻振興局懇談会が中之条町で開催され、出席をいたしました。

5月21日、町政懇談会が役場で行われ、議員各位が出席をしてまいりました。午前と午後

にありまして、午前には私が挨拶し、午後では副議長が挨拶をしてまいりました。

5月25日、群馬県町村議会議長会臨時総会が、町村議会議長研修会が前橋市で開催され、出席をいたしました。

同日、国道146号軽井沢バイパス建設等期成同盟会総会が軽井沢町で行われ、議会からは上坂民教土木常任委員長が出席をいたしました。

5月26日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、金丸副議長と出席いたしました。

5月27日、町長ほか業界団体と共に、県内メディアへの表敬訪問を行ってまいりました。私が28日ちょうど都合がつかず欠席いたしましたので、5月27日、28日と両日、市川総務観光常任委員会副委員長がメディア、エージェント等への表敬訪問をしてまいりました。

以上、私からの議会関係の報告を終わります。

◎教育委員会の点検・評価に関する報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の点検・評価に関する報告について報告をお願いします。

教育長。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） それでは、教育委員会の点検・評価に関するご報告を申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、毎年議会に報告書を提出するとともに、公表をしなければならないとされているものでございます。

令和7年度からは、新たに草津町教育振興基本計画（第3期）を基に教育行政を進めておりますが、詳細のご報告につきましては法令にのっとり、報告書の提出をもちまして代えさせていただきます。すでにお手元に配付をされていることと思います。

引き続き、ご指導とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告とさせていただきます。

◎議案第1号～議案第17号、議案第19号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第1号から議案第19号までについては、一括上程することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第19号までについて一括上程することに決定いたしました。

続きまして、議案に係る説明を願います。

議案第1号から順次願います。

議案第1号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第1号について朗読と説明を申し上げます。

議案第1号 草津町部課設置条例の一部を改正する条例について。

草津町部課設置条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきますと、1ページに今回改正しようとする告示文の案を付けさせていただきます。

さらにもう1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由をもって説明を申し上げます。

本案は、人口減少への対応や急速に進展するデジタル社会に向けた政策をより一層推し進めるため、町内の組織体制を見直すものであります。

具体的には、当町のさらなる未来発展への基盤づくりを進めるため、地方創生分野の取組強化として移住・定住対策の促進や、デジタルトランスフォーメーション分野の推進を図るため、課名の変更及び分掌事務の追加をするものであります。

3ページは新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続いて、議案第2号について朗読と説明を申し上げます。

議案第2号 草津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町職員等の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきますと、今回改正しようとする告示文の案を付けさせていただきます。

もう1枚おめくりいただきまして、2ページの提案理由をもって説明を申し上げます。

本案は、旅費精算事務の効率化及び迅速化のため、自家用の自動車による移動経費について走行距離に応じた定額単価方式に改めるものでございます。これにより申請及び審査に係る事務負担を軽減し、公務能率の向上を図りたいとするものでございます。

3ページは新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議について、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第3号、税務課長、説明願います。

〔税務課長　堀田高史君　登壇〕

○税務課長（堀田高史君）　それでは、議案第3号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第3号　草津町税条例の一部を改正する条例について。

草津町税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきますと、改正条文の写しがございます。

2ページ目をご覧ください。改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

国において地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行され、固定資産税の減額措置について改正されました。当該、減額措置については、減額にかかる割合を市町村の条例で定める必要があることから、法律で規定する減額措置の内、太陽光発電及び改修特別特定建築物について減額にかかる割合を規定しようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君）　続いて、議案第4号、税務課長、説明願います。

〔税務課長　堀田高史君　登壇〕

○税務課長（堀田高史君）　それでは、議案第4号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第4号　草津町都市計画税条例の一部を改正する条例について。

草津町都市計画税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきますと、改正条文の写しがございます。

2ページ目をご覧ください。改正理由及び要旨にてご説明を申し上げます。

国において地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行され、都市計画税の減額措置について改正されました。当該、減額措置については、減額にかかる割合を市町村の条例で定める必要があることから法律で規定する減額措置の内、改修特別特定建築物に

ついて減額にかかる割合を規定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第5号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第5号 令和8年度草津町一般会計補正予算（第2次）。

令和8年度草津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,635万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,699万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、1ページの第1表 歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表の中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、15款国庫支出金417万5,000円の増額。

16款県支出金417万5,000円の増額。

19款繰入金1,800万円の増額。

右側2ページに移りまして、歳出について申し上げます。

1 款議会費27万2,000円の増額。

2 款総務費448万1,000円の減額。

3 款民生費796万5,000円の減額。

4 款衛生費29万8,000円の増額。

6 款農林水産業費352万5,000円の増額。

7 款商工費95万8,000円の減額。

8 款土木費1,534万2,000円の増額。

10款教育費1,994万4,000円の増額。

おめくりいただきまして3ページをお願いいたします。

12款予備費37万3,000円の増額。

以上、歳入歳出それぞれの補正前の額に2,635万円を増額し、歳入歳出それぞれの補正後

の総額を60億2,699万3,000円にしようとするものでございます。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第6号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第6号につきまして朗読と説明を申し上げます。

令和8年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）。

令和8年度草津町の介護保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,009万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。
初めに、歳入です。

3款国庫支出金2万7,000円の減額。

7款繰入金85万7,000円の増額。

続いて2ページ、歳出です。

1款総務費33万円の増額。

4款地域支援事業費50万円の増額。

歳入歳出それぞれ83万円を増額し、補正後の予算総額を6億4,009万2,000円とするものでございます。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第7号、愛町部長、説明願います。

〔愛町部長兼上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長兼上下水道課長（川島和武君） 議案第7号 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1次）でございます。

第1条 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計予算（以下、予算と言う）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに収入ですが、第1款公共下水道事業収益で1,365万7,000円の増額。

続いて支出ですが、第1款公共下水道事業費用で2,235万7,000円の増額。

これらの増額により、予算の総額をそれぞれ3億7,663万3,000円にしようとするものです。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第8号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第8号について朗読と説明を申し上げます。

令和8年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）になります。

第1条 令和8年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度草津町千客万来事業会計予算（以下、予算と言う）第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,615万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,516万5,000円及び過年度損益勘定留保資金2億4,098万6,000円で補填するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の項目で、第1款資本的支出補正予定額2,966万6,000円。計3億5,245万6,000円。

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加の項目で、事項ですが、殺生クワッドリフトサイリスタ制御装置更新工事、期間、令和8年度から令和9年度まで、限度額1億595万2,000円。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第9号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、議案第9号につきまして朗読と説明を申し上げます。

財産の取得について。

令和8年度町単事業町内巡回バス車両購入により、次のとおり財産を取得することについて地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきますと、取得する財産の詳細を記載してございます。

1、取得する財産、小型バス1台。

2、購入金額、金1,914万2,920円、うち課税対象金額、金1,733万4,264円、うち消費税、金173万3,426円、うち非課税対象金額、金7万5,230円。

3、納入期限、令和9年3月31日。

4、購入相手方、群馬県前橋市高井町1丁目30番地20号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北関東ふそう前橋支店支店長、小野里仁。

5、契約の方法、随意契約。

提案理由でございますが、巡回バス車両購入に当たり、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第10号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 議案第10号について朗読と説明を申し上げます。

財産の取得について。

令和8年度町単事業インターネット接続系機器更新業務により、次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただき、1ページをご覧ください。取得する財産の記載がございます。読み上げさせていただきます。

1、取得する財産、ADサーバー1式、仮想サーバー1式、ネットワーク機器1式。

2、取得価格、3,160万3,000円、うち消費税額287万3,000円。

3、納入期限、令和8年12月25日。

4、契約の相手方、群馬県前橋市元総社町521の8、株式会社ナブアシスト、代表取締役、江口大介。

5、契約の方法、随意契約。

提案理由ですが、職員用端末の接続に当たりインターネット接続系機器の更新及び無線LAN環境の整備に伴い、ADサーバー1式、仮想サーバー1式、ネットワーク機器1式を取得するため、この案を提出する。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第11号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは、議案第11号について朗読と説明を申し上げます。

議案第11号 町道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線廃止をしたいので同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきますと、1ページに廃止しようとする路線名と提案理由がございますので、朗読いたします。

路線番号は1179、路線名は地藏二号線。起点の所在につきましては、草津町大字草津地藏291。終点の所在につきましては、草津町大字草津地藏291です。

提案理由につきましては、隣接する既存の路線と統合することにより、本路線を廃止しようとするものでございます。

さらにおめくりいただきますと、2ページに廃止しようとする路線の位置図を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） そのまま続きを。

続いて、議案第12号、土木課長、説明願います。

〔土木課長 佐藤俊之君 登壇〕

○土木課長（佐藤俊之君） それでは続きまして、議案第12号について朗読と説明を申し上げます。

議案第12号 町道の路線変更について。

道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

おめくりいただきますと、1ページに変更しようとする路線名と提案理由がございますので、朗読させていただきます。

路線番号は1068、路線名は地藏馬場線、旧起点の所在は草津町大字草津字地藏290の1、旧終点の所在は草津町大字草津字地藏289の24で、路線延長は162.7メートル。新起点の所在は草津町大字草津字地藏292、新終点の所在は草津町大字草津字地藏289の24で、路線延長は

178.2メートルとなり、起点と路線延長が変更となるものです。

提案理由につきましては、当該道路の実情及び公共性を鑑みて路線の変更をしようとするものでございます。

さらにおめくりいただきますと、2ページに変更しようとする路線の位置図を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君）　続きまして、議案第13号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長　関　　亘君　登壇〕

○温泉課長（関　　亘君）　議案第13号について朗読説明を申し上げます。

温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

申請者の住所・氏名です。

東京都千代田区有楽町1丁目9番4号、A．P．リアルティ株式会社、代表取締役、西岡康夫。

業種、ホテル。

源泉名、万代。

浴槽面積、8.80平方メートル。

給湯量、19リットル毎分。

施設名ですが、フォートリート草津となっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君）　続いて、議案第14号、温泉課長。

〔温泉課長　関　　亘君　登壇〕

○温泉課長（関　　亘君）　議案第14号について朗読説明を申し上げます。

温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第4条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第13条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

申請者の住所・氏名です。

吾妻郡嬭恋村芦生田205、重田商事株式会社、代表取締役、菅原健司。

業種、ホテル。

源泉名、湯畑。

浴槽面積、6.1平方メートル。

給湯量、19リットル毎分。

施設名ですが、（仮称）重田旅館となっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書がございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第15号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第15号について朗読説明を申し上げます。

温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

新・旧の申請者の住所・氏名になります。

新。東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、合同会社Mix Sand Hitachi003、代表社員、一般社団法人Mix Sand Hitachi003、職務執行者、鄭武壽。

旧ですが、吾妻郡草津町大字草津464番地34、有限会社ホテル紅葉館、代表取締役、加藤昇吾。

業種、ホテル。

源泉名、万代。

浴槽面積、105.50平方メートル。

給湯量、100リットル毎分。

施設名ですが、ホテルニュー紅葉となっております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第16号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第16号について朗読、説明を申し上げます。

温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第9条第2項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第13条第1項第3号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

新・旧の申請者の住所と氏名です。

新。東京都港区虎ノ門3丁目7番10号、株式会社H a s h t a g、代表取締役、井組正嗣。

旧。吾妻郡草津町大字草津464番地34、有限会社ホテル紅葉館、代表取締役、加藤昇吾。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、12.60平方メートル。

給湯量、28リットル毎分。

施設名ですが、ペンション石楠花となっております。

1枚おめくりいただきますと、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第17号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第17号について朗読説明を申し上げます。

温泉引用許可事項の変更について。

草津町使用条例第8条第2項の規定により、次のとおり温泉引用許可事項の変更を許可しようとするものであり、第13条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

申請者の住所・氏名。

東京都足立区大谷田3丁目5番19号、株式会社新東京モータース、代表取締役、津野桂子。

業種、旧が保養所。新しくしようとするものは旅館です。

源泉名、万代。

浴槽面積、4.00平方メートル。

給湯量、10リットル毎分。

施設名ですが、CASA・de・KUSATSUとなります。

1枚おめくりいただきますと、参考資料として、温泉引用調査報告書が添付してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第19号、愛町部長、説明願います。

〔愛町部長兼上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長兼上下水道課長（川島和武君） 議案第19号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

草津町農業委員会委員を別紙のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

草津町の農業委員につきましては定数が9名、任期は3年間であり、今回の7月19日をもって全員の任期が満了となりますので、次期委員9名の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意を求める方々につきましては、後ほど町長より提案がございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、議案に係る説明を終わります。

◎議案第19号の質疑・討論・採決

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。議案第19号は人事案件であります。

議案の付託に先立ち、本日審議したと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号について本日審議することに決定いたしました。

ここで、次の議案に関しては提案人数が多いので資料を配ります。資料を配ってください。

議案第19号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、町長から氏名について提案を願います。

町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、指名しようとする方々を申し上げます。

1人目ですが、住所、草津町大字前口250の2、氏名、浅香勝さん、現職でございます。

2人目ですが、住所、草津町大字前口278番地、氏名、中澤映子さん、現職でございます。

3人目ですが、住所、草津町大字草津433の7、氏名、市川祥史さん、現職でございます。

4人目です。住所、草津町大字前口148の11、氏名、高原まち子さん、現職でございます。

5人目ですが、住所、草津町大字前口482番地の2、氏名、水出好美さん、現職でございます。

6人目ですが、住所、草津町大字草津634番地の10、氏名、山口芳雄さん、現職でございます。

7人目ですが、住所、草津町大字前口255番地の3、氏名、中澤肇さん、現職でございます。

8人目ですが、住所、草津町大字草津464番地692、氏名、金丸勝利さん、新規でございます。

9人目ですが、住所、草津町大字前口274番地の2、氏名、中澤徳夫さん、新規でございます。

以上9名を提案させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長から指名の提案がありましたが、9名の委員の中に議員が2名、金丸勝利議員と市川祥史議員が含まれておりますので、この2名と7名に分けて質疑、討論、採決を行います。

初めに、議員2名についてそれぞれ1名ずつ行います。

初めに、金丸勝利議員について行います。

本案は、金丸勝利議員の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔7番 金丸勝利君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） 続いて、金丸勝利議員の任命、同意について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決をしたいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第19号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、委員の中、金丸勝利議員の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、金丸勝利議員の任命に同意することに決定いたしました。

金丸勝利議員の入場を認めます。

〔7番 金丸勝利君 復席〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま金丸勝利議員が草津町農業委員会委員の任命に同意されたことを告知いたします。

続いて、市川祥史議員について行います。

本案は、市川祥史議員の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔4番 市川祥史君 退席〕

○議長（宮崎謹一君） 続いて、市川祥史議員の任命、同意について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決をしたいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第19号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての委員の中、市川祥史議員の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、市川議員の任命に同意することに決定いたしました。

市川議員の入場を認めます。

〔4番 市川祥史君 復席〕

○議長（宮崎謹一君） ただいま市川祥史議員が草津町農業委員会委員の任命に同意されまし

たことを告知いたします。

続いて、議員2名以外の7名について行います。

浅香勝氏、中澤映子氏、高原まち子氏、水出好美氏、山口芳雄氏、中澤肇氏、中澤徳夫氏について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して採決をしたいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第19号 草津町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての委員の中、議員2名を除く7名について任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議員2名を除く7名について任命に同意することに決定いたしました。

◎議案第1号～議案第17号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いてお諮りします。議案第1号から議案第17号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

ここで15分ほど休憩いたします。11時10分に再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎報告第1号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第1号 温泉高度利用許可について報告願います。
温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第1号について朗読説明を申し上げます。

温泉高度利用許可について。

草津町温泉使用条例第18条の規定により、次のとおり温泉の高度利用を許可したので、同条第4項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

区分1、申請者の住所・氏名です。

東京都港区赤坂3丁目16番11号東海赤坂ビル6階、株式会社ユーレックス、代表取締役、加賀谷伸。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、7.40平方メートル、増加面積、1.43平方メートル。

給湯量、15リットル毎分。

施設名ですが、（仮称）ランブルです。

1枚おめくりください。

区分2、申請者の住所・氏名。

長野県北佐久郡北軽井沢町大字長倉2148番地、株式会社星野リゾート、代表取締役、十川隆。

業種、宿泊業。

源泉名、西の河原。

浴槽面積、8.20平方メートル、増加面積、3.60平方メートル。

給湯量、14リットル毎分。

施設名ですが、界 草津。

区分3、申請者の住所・氏名。

草津町大字草津字白根464番地690、株式会社HRK、代表取締役、的場健生。

業種、宿泊業。

源泉名、万代。

浴槽面積、83.60平方メートル、増加面積、14.60平方メートル。

給湯量、210リットル毎分。

施設名、界 草津。

区分4、申請者の住所・氏名。

草津町大字草津747番地、株式会社ニューコーポレーション、代表取締役、小林恵生。

業種、旅館。

源泉名、万代。

浴槽面積、51.28平方メートル、増加面積、11.70平方メートル。

給湯量、99リットル毎分。

施設名ですが、草津ナウリゾートホテルとなっております。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎報告第2号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第2号 令和7年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について報告願います。

企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 報告第2号について朗読と説明を申し上げます。

令和7年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書について。

令和7年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出、草津町長、宮崎公雄。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。

令和7年度草津町千客万来事業会計予算繰越計算書にて説明を申し上げます。

初めに、1款資本的支出、1項建設改良費で、事業名、天狗山レストハウス建て替え工事分割3号。予算計上額ですが10億4,003万9,000円、翌年度繰越額10億4,003万9,000円。左の財源内訳ですが、過年度損益勘定留保資金ですが10億4,003万9,000円。説明としましては、地盤の凍上やゲレンデから融雪水が敷地内に流れ込み、外構工事が完了しなかったためとなっております。

続きまして、1款資本的支出、1項建設改良費。事業名ですが、草津白根山系ジオラマ解説用機器及び映像制作業務になります。予算計上額330万円、翌年度繰越額330万円、過年度損益勘定留保資金ですが330万円。説明ですが、天狗山センターハウス内機器設置箇所の内装施工が年度内に間に合わなかったためとなっております。

説明と報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

◎発議第1号の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、発議第1号 特別委員会設置についてを上程いたします。

本案は議員提案であります。提案者から議案の朗読と説明を願います。

提案者代表、直井新吾議員。

〔1番 直井新吾君 登壇〕

○1番（直井新吾君） それでは、発案の説明をさせていただきます。

草津町は観光地、観光が基幹産業です。観光地の経済対策は重要であります。従来型の観光地から地域・文化・歴史・自然環境に軸足を置いた観光政策が必要であります。観光から生み出されたお金が観光産業だけではなく、地域住民の暮らしを豊かにし、福祉サービスの充実に使われなくてはなりません。住んでよい町、訪れてよい町と言われますが、観光客と住民が双方満足できる観光地でなければなりません。観光産業が生まれる観光消費が住民の所得を向上させ、暮らしや文化保全に結び付くことが真の地域発展であります。観光地の姿です。草津町入り込み400万人を達成した今こそ、これから観光地づくりを進め、草津町の歴史・文化を再認識し、住民目線で構築していく大事な時期だと思います。

温泉文化経済対策委員会を設置することを提案するものであります。

ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いてお諮りします。発議1号について、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情等文書表について、受理番号、件名、陳情者名、付託委員会のみ朗読を願います。

議会事務局長。

〔議会事務局長 和田 修君 登壇〕

○議会事務局長（和田 修君） 令和8年第5回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表にて説明させていただきます。

受理番号、陳情3、件名、草津原地区の都市計画区域からの除外を求める陳情書。請願・陳情者等の住所及び氏名、草津町大字草津464の1402番、山口悦之ほか7名となっております。付託委員会は総務観光常任委員会となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま、朗読した請願及び陳情等文書表のとおり担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。5月20日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最終日までの間、担当委員会における議案等の審査につきまして、よろしくお願いいたします。

これをもちまして閉議、散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、この後13時より議会運営委員会を第1委員会室にて開催いたします。
よろしくお願いします。

散会 午前11時19分

令和 8 年 6 月 12 日（金曜日）

（ 第 2 号 ）

令和 8 年第 5 回草津町議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 開 議
 - 第 2 議事日程の報告
 - 第 3 付託議案にかかる委員長報告
 - 総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
 - 温泉温水対策特別委員長・議会運営委員長
 - 第 4 発議第 1 号 質疑・討論・採決
 - 第 5 議案第 1 号 質疑・討論・採決
 - 第 6 議案第 2 号 質疑・討論・採決
 - 第 7 議案第 3 号及び議案第 4 号 質疑・討論・採決
 - 第 8 議案第 5 号 質疑・討論・採決
 - 第 9 議案第 6 号 質疑・討論・採決
 - 第 1 0 議案第 7 号及び議案第 8 号 質疑・討論・採決
 - 第 1 1 議案第 9 及び議案第 1 0 号 質疑・討論・採決
 - 第 1 2 議案第 1 1 号及び議案第 1 2 号 質疑・討論・採決
 - 第 1 3 議案第 1 3 号から議案第 1 7 号 質疑・討論・採決
 - 第 1 4 請願書・陳情書に係る委員長報告
 - 総務観光常任委員長
 - 第 1 5 議員派遣の件
 - 第 1 6 付託議案外にかかる委員長報告
 - 総務観光常任委員長・民教土木常任委員長
 - 温泉温水対策特別委員長・議会運営委員長
 - 第 1 7 一般質問
 - 第 1 8 閉 議
 - 第 1 9 閉 会
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	直井新吾君	２番	安齋努君
３番	有坂太宏君	４番	市川祥史君
５番	安井尚弘君	６番	小林純一君
７番	金丸勝利君	８番	上坂国由君
９番	湯本晃久君	１０番	黒岩卓君
１１番	宮崎謹一君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	宮崎公雄君	副町長	青木重尚君
教育長	富澤勝一君	愛町部長兼 上下水道課長	川島和武君
企画創造課長	田中浩君	総務課長	石坂恒久君
住民課長	熊川一記君	税務課長	堀田高史君
健康推進課長	萩原健司君	観光課長	宮崎健司君
土木課長	佐藤俊之君	福祉課長	越前谷学君
会計管理者	岡田薫君	生活環境課長	高井洋一君
教育委員会 教務局長兼 こどもみらい 課長	白鳥正和君	ベルツこども 園長	橋爪保君
温泉課長	関亘君	総務課主査	今平一真君
社会福祉 協議会 事務局 長	上坂尚己君		

事務局職員出席者

議会事務局長	和田修	議会書記	新田美幸
--------	-----	------	------

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案にかかる委員長報告をお願いします。

初めに、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） おはようございます。

それでは、総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年第5回草津町議会定例会におきまして当委員会に付託されました議案につきまして、慎重審議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第1号 草津町部課設置条例の一部を改正する条例について。

本議案は、人口減少への対応や、急速に進展するデジタル社会に向けた施策をより一層推し進めるため、庁内の組織体制を見直すもので、当町のさらなる未来発展の基盤づくりを進めるため、地方創生分野の取組を強化して、移住定住対策の促進やDX分野の推進を図るため、課名の変更並びに分掌事務の追加をするものであります。

委員からは、課名変更をする理由や効果目標はどのように設定しているのか、人員増などが措置されているのか等の質問がなされました。

町長からは、草津町が抱える人口減少問題への抑止や、人手不足に対応する自治体としてのDX化などを念頭に、将来を見据えて必要な事業に着手していくための機構改革である旨の説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第2号 草津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、旅費精算事務の効率化及び迅速化のため、自家用の自動車による移動経費について、走行距離に応じた定額単価方式に改め、これにより、申請及び審査に係る事務負担を軽減し、公務能率の向上を図りたいとするものであります。

委員からは、今後の物価指数などの影響を受けた場合に備えた条項の文言も必要ではないか等の質問があり、当局からは、基本的にはそれらを見据えた単価設定をしているが、状況によっては、改正審議を必要な時期に改めてお願いしたいとの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第3号 草津町税条例の一部を改正する条例について。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行され、当町の固定資産税の減額措置に係る割合を草津町税条例で定める必要があることから、太陽光発電及び改修特別特定建築物について、太陽光発電の特例割合が2分の1、改修特別特定建築物の減額割合が3分の1とそれぞれ規定するものであります。

委員からは、改修特別特定建築物の減額割合についての質問や、太陽光発電設備に係る固定資産税の軽減措置に係る質問が活発になされ、当局からそれぞれ説明がありました。

特に、償却資産の軽減措置に関しましては、担当課に資料作成を求め、当局から配付による資料提供を受けました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第4号 草津町都市計画税条例の一部を改正する条例について。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行され、当町の都市計画税の減額措置に係る割合を草津町税条例で定める必要があることから、改修特別特定建築物について、減額割合を3分の1と規定しようとするものであります。

委員からは、改修特別特定建築物の減額割合についての質問があり、当局から説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第5号 令和8年度草津町一般会計補正予算（第2次）（担当項目）について。

一般会計補正予算（第2次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において1,800万円を増額するものであり、主に、第19款繰入金、2項基金繰入金のうち、歳出の財源とするため、財政調整基金からの繰入金として1,000万円の増額、公共施設等整備基金からの繰入金として800万円の増額をしようとするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として49万1,000円を減額しようとするものであります。

主な内容としたしましては、4月1日付の人事異動等に伴う一般管理費における1,700万円の減額補正のほか、各款における人事異動に伴う補正が主なものであります。

そのほかとしては、第2款総務費において、来庁者用の駐車場賃借料、職員用駐車場の賃借料で76万9,000円の増額、町の財務規則見直し支援業務委託料で390万円の増額、財産管理費では強風被害対応経費として715万円の増額、第6款農林水産業費では有害鳥獣対応経費として39万5,000円の増額などであります。

委員からは、5月上旬の強風被害があった件についての内容や、講じた対応策について質疑がなされ、安全安心対策については、災害対応もさることながら、有害鳥獣対応についても、今後もしっかりと実施していったほしいなどの要望がなされました。

当局からは、いずれも安全対策に関わることなので、しっかりと対応していきたい旨の説明がありました。

当委員会としたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第8号 令和8年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）。

令和8年度草津町千客万来事業会計補正予算（第1次）のうち、第1款資本的支出において2,966万6,000円を増額し、総額を3億5,245万6,000円とするものであります。

主な内容としたしましては、1項建設改良費、1目改良工事費において、石楠花陸橋及び片栈橋補強設計業務の委託費用として2,966万6,000円を増額補正するものであります。

委員からは、工事内容についての質問があり、当局からは今年度で設計を行い、来年度で工事を行うとの説明がありました。

当委員会としたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第10号 財産の取得について。

本議案は、インターネット接続系機器の更新を行うものであります。主なものとしたしまして、サーバー2台のほか、ネットワーク機器、セキュリティー機器、これらの周辺機器の更新に伴う機器の取得について、地方自治法及び町条例の規定に基づき、財産の取得における承認を求めるものであります。

委員からは、随意契約の理由についての質問があり、当局から説明がなされました。

当委員会としたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会の委員長報告といたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） おはようございます。

それでは、民教土木常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和8年第5回草津町議会定例会におきまして当委員会に付託されました議案について慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

議案第5号 令和8年度草津町一般会計補正予算（第2次）（担当項目）であります。

令和8年度草津町一般会計補正予算（第2次）のうち、当委員会の担当項目については、歳入においては835万円を増額しようとするものであります。

内訳といたしましては、15款国庫支出金では、2項国庫補助金において、5目教育費国庫補助金で小学校費の給食費負担軽減国庫補助金として417万5,000円の増額、16款県支出金では、2項県補助金において、5目教育費県補助金で小学校費の給食費負担軽減県補助金として417万5,000円の増額をするものであります。

次に、歳出における当委員会の担当項目については、総額で2,684万1,000円を増額しようとするものであります。

歳出における各款の補正予算の主な内容といたしましては、各款項の人事異動等に伴う人件費の補正のほかに、3款民生費では、3項老人福祉費において、1目老人福祉費で介護保険特別会計繰出金として83万円の増額、8款土木費では、2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費で土木課職員の除雪機械運転免許資格取得費用として15万1,000円の増額、2目道路新設改良費で、金比羅神社下の防護柵更新工事費として200万円の増額、5項住宅費において、1目住宅管理費で中島住宅の強風被害修繕費及び空き部屋修繕の増加費用として691万円の増額、10款教育費では、1項教育総務費において、2目事務局費で教職員住宅の強風被害屋根飛散防止工事費として88万円の増額、中学生姉妹都市交流事業で中学生2名増員のほか、航空燃料の高騰により213万7,000円の増額、4項社会教育費において、2目公民館費で公民館の強風被害屋根の一部補修費として13万2,000円の増額、講座事業委託費として11万円の増額、5項保健体育費において、2目体育施設費で総合体育館強風被害屋根修繕工事費として800万円の増額をするものであります。

委員からは、5月2日の強風被害の全容や中島住宅修繕料の内訳、使用されていない教職員住宅の屋根修繕の必要性いかにについての質問があり、当局から説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第6号 令和8年度草津町介護保険特別会計補正予算（第1次）であり

ます。

本特別会計の補正予算については、歳入歳出とも83万円を増額し、予算の総額を6億4,009万2,000円とするものであります。

歳入においては、3款国庫支出金では、2項国庫補助金の令和8年度内示額確定に伴う補正として2万7,000円の減額、7款繰入金では、歳出補正予算及び国庫補助金減額に伴う財源として85万7,000円を増額をするものであります。

歳出においては、1款総務費では、1項総務管理費において、1目一般管理費で介護保険制度改正に伴うシステム改修費として33万円を増額をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第7号 令和8年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第1次）であります。

本特別会計の補正予算につきまして、収益的収入において、1款公共下水道事業収益、2項営業外収益において、3目消費税及び地方消費税還付金として1,365万7,000円を増額し、収益的支出においては、1款公共下水道事業費用、2項営業外費用において、3目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息として2,235万7,000円を増額し、予算の総額を収入支出それぞれ3億7,663万3,000円とするものであります。

当局から、事務上の不手際で当初予算へ反映されなかった費用の補正であり、再発防止に努める旨の説明がなされ、委員からは当局に注意を促す場面もありましたが、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第9号 財産の取得についてであります。

本議案は、町内巡回バス車両の購入により財産を取得することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

委員からは、随意契約の理由や停留所名表示器に関する質問があり、当局から説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第11号 町道の路線廃止についてでございます。

本議案は、町道地蔵二号線と隣接する町道地蔵馬場線を統合することに伴い、町道地蔵二号線を廃止しようとするものであります。

委員からは、交換となる土地についての質問があり、当局からは場所について説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。
議案第12号 町道の路線変更についてであります。

本議案は、町道地蔵馬場線と町道地蔵二号線を統合することに伴い、町道地蔵馬場線の起点部を変更するものであります。

委員からは、旧起点部の路線の形状について質問がなされ、当局からは、階段のある歩道部であるとの説明がなされました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 引き続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） おはようございます。

温泉温水対策特別委員会委員長報告をさせていただきます。

開催日時、令和8年6月11日午前10時より、草津町役場第1委員会室にて、出席委員は6名、傍聴者議員が4名で行われました。

令和8年第4回草津町議会定例会において、当委員会に付託されました議案につきまして、審議をいたしましたので、その結果を報告させていただきます。

議案第13号 温泉引用許可について。

本議案は、株式会社NB I ホールディングス、代表取締役、金谷隆行氏から、A. P リアルティ株式会社、代表取締役、西岡康夫氏への移転に伴うもので、旧所有者が給湯を開始した日から起算して連続5年以上経過していないことから、第4条の規定による新規での温泉引用許可を受けようとするもので、当該施設に引用許可がされている万代源泉19リットル毎分に対しての温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、今回の売買についての確認質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第14号 温泉引用許可について。

本議案は、重田商事株式会社、代表取締役、菅原健司氏より、地蔵区にホテル営業を予定している（仮称）重田屋旅館の浴槽に、湯畑源泉19リットル毎分を新規に引湯したい旨の、温泉引用許可申請がなされたものであります。

委員からは、既に許可となっている源泉と湯量の確認、また湯畑源泉についての許可件数

などについての質問があり、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第15号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、有限会社ホテル紅葉館、代表取締役、加藤昇吾氏から、合同会社Mix Sand Hitachi003、代表社員、一般社団法人Mix Sand Hitachi003、職務執行者鄭武壽氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉100リットル毎分に対し、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

委員からは、排湯管の経路や管理についての質問や、改修工事を行っている場合は浴槽面積などよく精査をするようにとの意見が出され、当局より温泉引用の許可を出す際には必ず排湯管の確認や浴槽面積についてはよく精査を行いたいとの説明がありました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第16号 温泉引用者移転許可について。

本議案は、有限会社ホテル紅葉館、代表取締役、加藤昇吾氏から、株式会社H a s h t a g、代表取締役、井組正嗣氏への譲渡に伴い、当該施設に温泉引用許可がされている万代源泉28リットル毎分に対して、温泉引用者移転許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続きまして、議案第17号 温泉引用許可事項の変更について。

本議案は、株式会社新東京モータース、代表取締役、津野桂子氏の保養所に温泉引用許可がされている業種を旅館にしようとする変更申請がなされたものであります。

委員からは、旅館営業許可や浴場・浴槽についての質問がなされ、当局より説明がございました。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議会運営委員長、報告願います。

〔議会運営委員長 湯本晃久君 登壇〕

○議会運営委員長（湯本晃久君） 令和8年第5回草津町議会定例会におきまして、当委員会

に付託されました発議につきまして、6月8日、草津町役場第1委員会室におきまして、出席委員6名、委員外議員5名出席の下、慎重審議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

1、発議第1号 特別委員会設置について。

本発議は、ユネスコ無形文化遺産の問題、資材入荷問題、今後起こり得る入り込み客の減少による経済の低下を鑑み、草津町の安定的な発展を目指すため温泉文化経済対策特別委員会を設置したいというものであります。

委員からは、全員協議会で議論はできないのか。委員会の構成人員は何人で考えているのか。各常任委員会、温泉温水対策特別委員会では議論はできないのか。当局は何課が特別委員会に入るのか。どのようなことを具体的に進めていくのか。委員長の付託外報告となると委員でない委員は質問等ができないのではないかなどの質問がなされました。

提出議員からは、草津町に今後起こり得る入り込み客の減少に伴う経済悪化に対する緊急対応、草津町の温泉文化、常任委員会・特別委員会では議論されないことを話し合っていくなどの説明がありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、賛成4名、反対1名で原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る議会運営委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案に係る委員長報告を終わります。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 次に、発議第1号の特別委員会設置について質疑を行います。

小林議員。

○6番（小林純一君） 6番、小林です。

今回の特別委員会の設置について2点ほどお伺いいたします。

まず1点目なんですけれども、今回の特別委員会の設置目的について、委員会を傍聴したところ、温泉文化の維持、観光の将来不安、物価高騰、町民経済の改善など町全体に関わる横断的な課題が挙げられていました。これらの課題について議論が必要であることはもちろん理解しております。

しかし、特別委員会の委員長報告には質疑ができず、また全員協議会は開催が保障されていないということでした。そうすると、議会としての説明責任を果たす場所が存在しないこ

とになります。この点について、議会としてどの場で議論の透明性を確保し、住民に対して説明責任を果たすお考えなのかをまず1点目として伺いいたします。

それから2点目、今回のテーマは観光、文化、経済、物価など町全体に関わる横断的な課題が含まれております。これまでも様々なテーマで全員協議会を開き、議員全員が情報や意見を共有し議論してきた経緯があります。町全体の重要な課題を、なぜ議員全員で議論できる全員協議会ではなく、委員6名のみで扱う必要があるのか、その合理性について説明をお願いいたします。

以上、2点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 1点目について提案理由でありますけれども、提案議員からお願いいたします。

直井議員。

〔1番 直井新吾君 登壇〕

○1番（直井新吾君） それでは、小林議員のご質問にお答えします。

まず初めに、立ち上げる理由は、今、小林議員が述べていただいたもろもろのことを含めての発案です。その中で、これはやっぱりスピード感が必要なものであるという判断をさせていただき、議長と相談しながら6名という人数にさせていただきます。

なぜかという、資料、いろいろな情報を集めるのに時間が大変短いんじゃないかという感覚が私にはございます。町内でいろんな方々と話をしますと、飲食店、お土産屋さんからすると、5月以降に2割の売上げが落ちた、旅館さんのほうは順調に伸びているけれども、そういう町民の方々の肌感で2割ぐらい落ちているという感覚がありますので、それはもうスピード感を持っていろいろなところと調整というか情報を収集しながら進めていくのが大人数でやるよりはいいと。

それと、情報をその6人だけで抱えているんじゃないかというお疑いございますけれども、そんなことはなく、情報は全て提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 2点目については。

小林議員。

○6番（小林純一君） 私の聞き方がちょっと悪かったのかもしれないんですけども、1点目の質問は、どの場で説明責任を果たすかという具体的な内容について伺いたかったんですけども、その点はどうお考えなんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 説明責任。

○6番（小林純一君） 説明責任を果たす場ですね。委員長報告に質疑はできないですし、当然……

○議長（宮崎謹一君） 委員長報告に質疑できないということはありません。

○6番（小林純一君） 傍聴しているときにはそのように言っておりました。

○議長（宮崎謹一君） 規則では委員長報告については、質疑はできます。

○6番（小林純一君） 言っていること違うんですか。

傍聴しているときには確かにできないと言いましたよね。

○議長（宮崎謹一君） 傍聴のときはできない。

○6番（小林純一君） いえ、委員長報告に対する質疑が議場でできるのかということに対して、できませんというふうにお答えしておりましたけれども。

○議長（宮崎謹一君） 委員会では、委員会以外の傍聴の方は質疑に参加はできません。しかしながら、議会は本議会で委員会の……

○6番（小林純一君） この場合においては、全員協議会を発議しろと動議で起こせとか、そういう話をしておりましたけれども、全員協議会についても開催は保障されていないというお答えでした。

○議長（宮崎謹一君） 必要があれば開けます。

○6番（小林純一君） 必要があればというのは伺っていません。保障できるのですかと言ったところ、保障はできませんというふうに。

○議長（宮崎謹一君） 保障という言い方、必要があればできます、できないということはありません。

○6番（小林純一君） じゃ、これは、今、議長の公式な見解ということでお伺いしてよろしいですか。

○議長（宮崎謹一君） 自治法から言ってもできます。

○6番（小林純一君） じゃ、必ず開いていただけると。

○議長（宮崎謹一君） はい。

○6番（小林純一君） 分かりました。

○議長（宮崎謹一君） 2点目。

○6番（小林純一君） 全協で扱うべきではないかという質問については、先ほどの答弁で結構です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○6番（小林純一君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

初めに、原案に反対の方、討論をお願いします。

ありませんか。

小林議員、どうぞ。

〔6番 小林純一君 登壇〕

○6番（小林純一君） 6番、小林純一です。

発議第1号 特別委員会の設置に対し、反対の立場から討論させていただきます。

これら全て今まで挙げていただきました目的に関するものなんですけれども、とても重大なテーマを扱っていることと思います。しかし、これらは全て常任委員会や全員協議会で十分に扱える内容であるとは私は考えております。

議員全員が情報や意見を共有し議論できる全員協議会の中で、私は議論すべき問題であると思っておりますので、今回の議案に関しましては賛成をいたしかねます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに反対の方ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、続いて、原案に賛成の方、討論ありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、討論を終了いたします。

続いて、発議第1号について採決を行います。

この採決は起立により行います。

お諮りします。発議第1号 特別委員会設置について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立多数と認めます。

よって、発議第1号 特別委員会設置については原案のとおり可決決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会、温泉文化経済対策特別委員会委員の指名について説明をお願いします。

議会事務局長。

〔議会事務局長 和田 修君 登壇〕

○議会事務局長（和田 修君） ただいま設置されました温泉文化経済対策特別委員会の指名でございます。

これにつきましては、委員会条例第5条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名するという条例の規定になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま議会事務局長より説明がありました。

意見等々ございますか。議長一任というのが普通でございますが、よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） 議長一任に賛成するかどうかの表決をお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 議長一任に反対の方は。

〔挙手少数〕

○議長（宮崎謹一君） 3名ですね。

反対3名ということは、賛成の方も挙手を願います。

反対少数でありますので、議長一任ということにいたします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、委員会条例第5条1項の規定により、私のほうから指名をいたします。

まず、発議のありました4名様ですね、直井新吾議員、黒岩卓議員、金丸勝利議員、有坂太宏議員と、あとは上坂国由議員と安齋努議員の6名を指名いたします。

お諮りします。ただいま私のほうから指名いたしました6名を委員とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、温泉文化経済対策特別委員会委員について、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

第1委員会室で温泉文化経済対策特別委員会を開催し、正副委員長を互選してください。
よろしくお願いします。

休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時46分

○議長（宮崎謹一君） それでは、特別委員会が終了したということでございますので、休憩を閉じて引き続き再開をいたします。

それでは、特別委員会において正副委員長が決定いたしましたので、私のほうから発表いたします。

温泉文化経済対策特別委員会委員長、直井議員、副委員長、金丸議員となります。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第1号について質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） 8番、上坂です。よろしくお願いします。

部課設置条例の一部を改正するという事で、条例中の「企画創造課」を「未来創造課」に改めるということなんですが、町長の指針にあるDX推進ということと地方創生というのは分かります。ただ、今、部課設置条例の中でやっぱりもう少し分かりやすい名前にできないのかということでお伺いしたいんですが、町長のお気持ちを、これ未来創造したところで、今の現実というのでも進めていかなきゃいけないと思います。DX化にかけらるんであればDX課とか、分かりやすい課にできないでしょうか。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、上坂議員の質問にお答えします。

この「企画創造課」から「未来創造課」へ名前の変更、初めは「みらい」という普通の平仮名にしようと思いました。しかし、「みらい家庭センター」もありますから、混同される

と困るということで、漢字の「未来創造課」とさせていただきました。

これは、看板の付け替えというものではなくて、もちろんD Xって非常に重要なものでございますので、その課をつくるということも考えましたが、やはり人的な問題等々も考えまして、「企画創造課」を「未来創造課」という考えで行ったわけであります。

分掌事務の中に、地方創生、D X推進という言葉が書かれています。当町の10年後、20年後の未来を左右する最も非常に重要な課題を明記した課であります。これに伴い、現在の企画調整にとどまらず、未来への草津の発展を積極的に創り出していくという使命もあります。それを一人一人の職員に強く意識させることが大事だと思っております。町民の皆様に対しても、行政が未来志向で課題解決に取り組む姿勢を分かりやすくするための名称の変更でございます。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 上坂議員、よろしいですか。

○8番（上坂国由君） 分かりました。この名前で行きたいという気持ちは分かりました。

今後、文書の変更等でお金もかかる話なのでお聞かせいただきましたが、ぜひ分かりやすい課の設置を、今後は見据えたお名前をつけていただきたいと思います。町民の方が、これはどこに行けばいいの、どこに行けばいいのというような迷子にならないような課の名前をつけていただければと思います。要望になりますが、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

委員会をちょっと傍聴させていただいた中で、委員の方からもあったんですけども、この課の変更によって、やっぱり経費かかると思うんです、今、上坂議員がおっしゃっていたんですけども。これ委員会のときも明確な金額が出ていなかったような気がするんですけども、その後、この本会議までの間に、総務課長に幾らかかるかという大体的見当って調べていただけましたか。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

委員会の中でも、この課の名称変更によってかかる経費はあるかというご質問を受けておりまして、そのときは多少という回答をさせていただきましたが、その後、ご指摘を受けま

したので、庁内で調べた中では、役場庁舎内の看板の、新しく、そこにカッティングシート等で名前を付け替える程度と。それと委員会でも申し上げたとおり、名刺等については、庁内でプリントアウトでできますので経費はかからないといったところの中で、あと案内板の修理というか改修を含めると3万円程度で、今回の名称変更については経費はとどまるんじゃないかというふうに考えております。

ただ、いずれにしても今後、この課の名称変更に基づきまして、DX関連やシステム導入等々の経費、これらにつきましては、事務事業についてはこれからかかる経費については、国の未来地域交付金等々を使いながら、事業経費については確保していくと。ただ、課の名称変更に伴う事務経費は消耗品の3万円程度で収まるんじゃないかという試算になってございます。よろしくお願いいたします。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決……

○10番（黒岩 卓君） 議長。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） 討論をお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 討論をお願いします。省略しないで、討論をお願いします。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ、こちらへ。

○10番（黒岩 卓君） いいんですか。賛成と反対とあるんだけど、いいんですか、私で。先にやって。

○議長（宮崎謹一君） 討論でしょう。

○10番（黒岩 卓君） 討論、いいですか。

○議長（宮崎謹一君） はい。

〔10番 黒岩 卓君 登壇〕

○10番（黒岩 卓君） それでは、議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

課名の変更ということなんですけれども、追加の業務が2つ増えたということであって、具体的に企画創造課がなくなるわけでもないし、企画創造課の仕事がなくなるわけではない。そういう意味からすると、名前を変えることに何の意味があるんだろうということがまず先

に来るんですね。

そういう点からして、先ほど上坂議員のほうからも出ていましたけれども、分かりやすい名前が一番いいんだということからすると、例えば、住民課といえど何をやる場所だと分かる、税務課といえど何でも分かる、そういうふうに分かりやすい名前をつけるということであれば、私は業務の内容としていいんじゃないかというふうに思うんですけども、ただ単に2つの項目が追加されただけで、それで名前を変えて、あえてその他の看板、その他のことを全面的に変えていく、そういうことが必要なのかどうか。そして、それが町民にとってどんな利益があるのか。町民が混乱するとかそういうことを考えたとき、町民の利益になるのかどうかということも含めて考えたときに、そんな簡単に名前を、意味があるのかどうかということも、変えるほどの意味があるのかどうか、その名前に本当に課の仕事の中身が託されているのかということ考えたとき、あまり意味がないような気がするので、わざわざ名称を、部課設置条例の名称を変える必要はないと思うので、反対いたします。

○議長（宮崎謹一君） 反対討論がございました。

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、討論を終了いたします。

これにつきまして、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第2号について質疑を行います。

議案第2号について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を

願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第3号及び議案第4号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第3号及び議案第4号について質疑を行います。

第3号及び第4号について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略し採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

初めに、議案第3号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第4号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第5号について質疑を行います。

金丸議員。

○7番（金丸勝利君） 7番、金丸勝利です。

17ページの教育総務費の中で説明欄にある中学校姉妹都市交流事業の当初予算では290万ぐらい予算がありました。今回、213万7,000円の補正ということで、委員長報告でもありま

して、旅行の要するに飛行機の燃料サーチャージだとか、あとは2名増えたということでございました。これは生徒さんから希望があった形でそうなったんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 教育委員会白鳥局長。

〔教育委員会事務局長兼こどもみらい課長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長兼こどもみらい課長（白鳥正和君） 金丸議員のご質問にお答えします。

先ほど述べたようなことで、申請者が7名いたということで2名増えたということでございます。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○7番（金丸勝利君） もう一点。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、どうぞ。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。2名増えたということは承知いたしました。

町長にお伺いしたいんですけれども、今後、今年度と問わず、生徒さんが希望があればこういう形で増額、枠を増やしていくという思いはありますでしょうか。いわゆる世界との交流というか、文化を肌で感じるということは、生徒さんにとって非常に重要なことだと思いますので、その辺どうでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 金丸議員の質問にお答えします。

金丸議員おっしゃるとおりです。いろんな文化とか海外とか、いろんなことに関して想像する力というのは子供のときから養うべきだと思っています。

そうした中において、これからこの草津町を背負っていく多くの子供たちが、今後先、草津じゃなくて、もっと明るい広い世界に出て、そこから物事を考えるということは本当に大事だと思っており、そのようにしていきたいと思っています。

ただし、若干ここで本当言うと問題があるのが、受け入れたほうは受け入れなきゃいけないということがありまして、中では家が本当に狭くて受けられないという方もいます。そういったことにも本当は対応していかなければならないと思っていますので、その辺も検討しながら、今後行きたい方があれば行っていただきたいと思っています。

以上です。

○7番（金丸勝利君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○10番（黒岩 卓君） 議長、関連でお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 関連でどうぞ。

黒岩議員。

○10番（黒岩 卓君） 金丸議員の質問の関連で一つだけ伺いたいと思います。

本来であれば、これは当初予算で増額をしてもいいんじゃないかと私は思うんですけども、昨年の実績、その前の年の実績はどうなんですか。実績で増えているんじゃないんですか。定員が決まっているんですか。どういう形の人数設定で決まっているのか、その点と、それから当初予算でやるべきだと思うんですが、その点についてどう考えるか。

それで、先ほど町長が言ってくれたように、子供たちが海外に向ける目をどんどん広げていきたいということからすれば、定員を増やせるんだったら当初で増やしたほうがいいと思うんですよ。補正で組むのは、今回のチャージ料とか燃料のアップ部分は、それは補正で当然なんですけれども、そういう意味からして姉妹都市交流の生徒を増やすほうがいいんじゃないかと思ったら、やっぱり当初予算でそれを増やすような方法で考える。過去の実績はどうなっていますか。その辺も含めてお答えください。

○議長（宮崎謹一君） 先に、白鳥局長から。

〔教育委員会事務局長兼こどもみらい課長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長兼こどもみらい課長（白鳥正和君） それでは、黒岩議員のご質問にお答えします。

実績につきましては、令和2年から4年までコロナの関係で中止してございました。5年に観光課より移管されて教育委員会のほうで担当させていただいております。

5年につきましては、人数が12名ということで、生徒12名、それから引率2名、14名でございます。6年度につきましては5名、それから引率2名で7名でございます。昨年につきましては5名、プラス2名、引率で7名という実績になってございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、教育長から。

〔教育長 富澤勝一君 登壇〕

○教育長（富澤勝一君） 黒岩議員のご質問の中に、希望が多い場合には増やしていったほうがいいんじゃないか、当初予算に見込んだほうがいいのではないかというお考えをお示しいただいたわけですが、私も先ほど局長のほうから答弁させていただいたとおり、以前はこの事業は観光課のほうにございまして、私は観光課に平成元年から13年間勤めておりました。

そのときの経験からも、その当時からの姉妹都市交流事業につきましては、当初予算は5名でお願いしますという、この基本的なスタンスはもうそのときから30年以上変わっていないという形になっております。

ただ、希望があった際には、希望がかなわなかった生徒というのは、私の記憶する限りにおきましてはございません。希望があった場合には、最低でたしか9名ほどはヨーロッパのほうに、ドイツのほうに向かったと思います。希望がある限りはそれをかなえてきたという実績は今まで積み上げてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 黒岩議員、続いてどうぞ。

○10番（黒岩 卓君） 先ほど教育委員会のほうから報告があったとおりに、過去の実績において2名追加するのが2年続いているんですね。そういう報告を今受けました。そういうことが分かって、毎年2名、2名追加していたんだから、今年は当初で組めないかどうかと、何も5名に限らず、その段階で考えることもできたんじゃないかと私は思うんですよ。

ですから、そういうことをもう少し柔軟に考えて、もし定員が5と出しているけれども、そうじゃなくて初めから7名でいいんじゃないかというふうに募集をかけていかがですか、行きませんかというぐらいのお誘いをするぐらいでもいいんじゃないかというふうに思うわけですよ。

ですから、そういう意味で、より広く参加者を募るという意味では、やはり町長ね、それを計画していくような、5名と決める必要はないと思うんですよ。30年間ずっとやっていたからそれでいいんだという、そういうことじゃないと思うんですよ。だから、実情に合わせて、もう過去2年間続けて、2名追加追加で来ているんだったら、今年も来るかなというぐらいの話で考えていいんだと……

〔発言する者あり〕

○10番（黒岩 卓君） 私がしゃべっているんだから黙っててください。

そういうようなこと含めて、もう一度教育委員会のほうから答弁をお願いします。

〔発言する者あり〕

○10番（黒岩 卓君） じゃ、いいですよ。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） 黒岩議員ご指摘のとおりでございまして、当初から7名で決まってい

ればいいんですけれども、先ほど言ったふうに、前々、前々も5名、5名で来ていたので、当初予算から5名にしたわけであります。もちろん本当に行っていただきたいことはもうやまやまでございまして、そこに行って海外の多くのことを学んでいただきたいということは本当に私も思っております。

前に何とか周年記念で、よく議会から町長を含めて皆行きましたよね。私も5回ほど行かせていただきまして、本当にいい勉強をさせていただいたと思っております。その中で、当初予算というのは、やっぱり5名でしておいて、これを減額だとまた問題がありますので、そういったことも考えながらちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○10番（黒岩 卓君） 最後にもう一点。

○議長（宮崎謹一君） はい、どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） これは前にも質問させていただいたんですけれども、行ける人と行けない人の差はどこにあるかという、受け入れるときに受入れができない人は参加できないということがあったので、その辺のところを何とか改善できないかということを教育長にお願いしたと思うんですけれども、そういう意味では、やっぱり平等で公平な機会均等の機会がなければ、やっぱり生徒だって機会均等でなきゃいけないと思うんですよ。

そういう意味で、前に話したのは、自分の子供が前にお世話になったから、うちは余分に受け入れてもいいよという人もいると思うから、そういう人をお願いするとか何とかそういう受入れを確保して、ホームステイなんだから家庭でというのが前提にあるということはよく分かります。ですから、そのホームステイが実施できるような体制を、協力体制をもう少し町で組めば、もう少しそこが緩和されて、行きたい、でも親がいるから、町営住宅に住んでいるから、私は受入れができないんじゃないかというような、うちは受入れができないんじゃないかというようなことで手を挙げられない子供だっていると思うんです。そういう人たちを何とかしてあげたいというふうに考えていただきたい。そういうのを含めて、当初予算で増やしていくようなことをぜひとも考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 要望でよろしいですか。

○10番（黒岩 卓君） 要望というか、それは町長が答えたからいいです。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

どうぞ、上坂議員。

○8番（上坂国由君） では、予算についてにらせていただきます。

9ページになります。文書広報費のところで委託料のことについてお伺いします。

草津町財務規則見直し支援業務ということなんですが、その支援業務についての説明をいただきたいこと、これ390万円ってそんなに安いものではないんですが、どんなことをすることなのか。すみません、数々の委託業務が増えてきているのも、実際、業務が多様化していることだと思いますので、細かく教えていただければと思います。

この件についてとにかくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、上坂議員のご質問にお答えいたします。

内容は、9ページ中段より少し下の文書広報費における草津町財務規則の見直し支援業務委託390万円の新規計上の関係だと思われます。この関係につきましては、委員会の中でも、まさに当初予算で見られなかったのかというご指摘もいただいている内容でございます。

我々総務課といたしますと、令和9年度の当初予算の計上を考えていたところなんですが、上位法の改正が頻繁に起きている中、これを、今、今年度着手していかないと、また2年越しで財務規則の内容が遅れてきてしまうということで、今回補正予算をお願いをさせていただいているというものでございます。

財務規則そのものが行政決裁でできるものではございますが、条項の数といたしますと、1条から230条までに及ぶ非常にボリュームの多い規則でございます。これは、予算、財産管理、契約、財務や総務部局における内容も非常に支出、支払い、非常に多岐にわたる根拠になる規則になっているというものでございます。これを全面改正でチェックをしたいということで非常に額が大きくなってしまっているというものでございます。

具体的にいうことでしたので、論点といたしますと、草津町のまず決裁権限の範囲で、我々課長職が持っている権限の範囲は20万円の範囲になってございます。これは他町村、課長職でいきますと50万から100万円の決裁権を持っていると。これは低ければ低いほど上席のほうに業務が回っていくという中で、他町村との公平性というか平衡性を見ていきたいというところがまず論点の一つになってございます。

この大きな額になる理由といたしましては、まず今言った128条の洗い出しをするものですから、比較表の作成、それから各課からの質問事項の作成、それと他の例規、上位法との整備対象となるものの洗い出し、何が古くて、何がこれから変えなきゃいけないかということ

ころを見る期間、これが約3か月ほどかかるというふうに見込んでございます。

その後、疑義照会等も検討した中で、形にしていくのにまた二、三か月かかっていくと。特に財政部局の我々だけではなくて、支払い部局の会計部局との大きくは2部局が洗い出しと整合性を図らなきゃいけないということで約半年程度かかるんじゃないかということで、これが職員の自らの手でできれば一番望ましいということは重々承知なんですけれども、かなり上位法といろんなものの整合性を図るという意味では、専門性が非常に要する内容ということで、今回業務委託としてお願いをさせていただいたという内容のものでございます。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

○8番（上坂国由君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

黒岩議員が先だったね。

○10番（黒岩 卓君） 度々すみません。

今度は私の個人的な質問でお願いします。

11ページの管外保育委託という内容なんですけれども、子育て支援という観点から、町長は子育て支援を応援するという立場でやっていると思うんですけれども、そういうことから、これちょっと疑問に思うのは、管外保育委託というのは具体的にはどういうことなのか。そして、それは事前に把握できないのか、事前に把握できるとすれば、補正ではなくて本来のところで、当初予算で組むこともできると思うんですよ。子育てに関して、具体的に私はそういうふうと思うんですけれども、草津の保育園じゃないところへ預けるという意味なんですか。それに対して、補助金を委託で出しているという意味、その辺の内容も含めてちょっとお答えください。

○議長（宮崎謹一君） こども園長さん。

〔ベルツこども園長 橋爪 保君 登壇〕

○ベルツこども園長（橋爪 保君） それでは、黒岩議員のご質問にお答えしたいと思います。

11ページの一番下になります12節委託料の管外保育委託につきましてでございます。

これは、草津町に住所登録がある子が町外のこども園に入園することにより管外保育料というものが発生する事案になっております。

これはこども園からの依頼とかではなく、ご本人の家庭の事情によって、例えば前橋のどここのこども園に入園したいという、初めにこども園には要望はございません。直接町外

のこども園のほうに要望があり、その前橋等々の町外のこども園のほうから町のほうに報告があるものでして、なので、事前に町のほうが、誰々が把握、管外保育のほうへ行くということは前もってはお知らせは来ていませんので、そこは把握はできないところでございます。

管外保育については、改めてまた町外のほうから申請書の、改めてこども園のほうに提出されるものですので、初めには把握はできない状態でございます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） どうぞ。

○10番（黒岩 卓君） 今の説明ちょっとよく分からなかったんですけども、草津の町民の方が自分の子供をほかの市町村の保育園に預けたいということでもいいんですか、いいですね。とすれば、事前に把握できないと言っているけれども、就学前に、例えば学校だったら小学校に上がる前にいろいろ分かるじゃないですか、調査するじゃないですか。それと同じように、保育園だってやっぱり分かるわけですよ、子供がいるんだから。母子手帳だってあるんだからさ。何歳の子供がどこのうちにいるというのは分かるでしょう。そういう人たちが、保育園に来るのか来ないのかと、保育園の受入れ体制としたって、やっぱり把握ができないと言ったけれども、できるんじゃないですか、やろうと思えば。

○議長（宮崎謹一君） 続いてどうぞ。

〔ベルツこども園長 橋爪 保君 登壇〕

○ベルツこども園長（橋爪 保君） 黒岩議員の質問にお答えいたします。

黒岩議員がお伝えしたように、こども園でしっかり子供たちを把握できるように調査を行い、こちらも出せますので、事前に把握できるようにしっかりやっていきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○10番（黒岩 卓君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

安齋議員。

○2番（安齋 努君） 2番、安齋です。

すみません、またちょっと戻っちゃうようで申し訳ないんですけども、私も同じところを質問させていただきたいなと思っていたので、先ほど金丸議員がおっしゃった17ページ、中学校の姉妹都市交流事業に関してでございます。

それで、当初予算額が290万ぐらいだったと思うんですけども、それで、補正で201万円程度かかっています。先ほどのご説明で、2名増えたからというのは分かったんですが、そ

の2名、たったということはないですけれども、2名で200万の補正がかかっているというのはちょっと多いような気がするんですが、そのほか生徒が増えた以外にかかっている部分というのを教えていただけますか。

○議長（宮崎謹一君） 教育委員会白鳥局長。

〔教育委員会事務局長兼こどもみらい課長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長兼こどもみらい課長（白鳥正和君） それでは、安齋議員の質問に答えさせていただきます。

17ページ中段にございます説明欄、中学生姉妹都市交流事業、12節委託料で姉妹都市交流ツアー事務委託ということで、201万1,000円の増額につきましては、先ほど申し上げたとおりに派遣2名の増員と、全体的に航空運賃、それから燃油サーチャージの料金が中東情勢などによって上がったために、試算しまして201万1,000円の増額をお願いするものでございます。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○2番（安齋 努君） 燃料関係ということですね、要は。運賃とかそういうサーチャージとか、そういうことですね。

○教育委員会事務局長兼こどもみらい課長（白鳥正和君） そうです。

○2番（安齋 努君） 分かりました。結構です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。

事項別明細書の、まず歳入のほうから6ページなんですけれども、公共施設等整備基金繰入金で今回800万円の繰入れがあるんですが、これ委員会傍聴したり、自分のところでも委員会でもありましたけれども、5月1日から5月2日の強風被害の対応というお話は伺っています。

これ私がちょっと聞きたいのが、割り振りといいますか、総務関係のところだと9ページの町有財産で同額の割り振りというんですかね、一般財源と公共施設の基金繰入金が同額であるんです。あと15ページもそうなんですけれども、違いのところをお聞きしたいんですけれども、この18ページ、総合体育館の管理事業のところで、公共事業の基金の繰入れのほうから割り振りの金額が半々になっていないというか、どういう理由でこの割り振りになっているのか、総務課長のほうからお答え願えますか。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、有坂議員のご質問にお答えいたします。

歳入で言っている6ページ、7ページの公共施設等整備基金繰入金、今回800万円を見込んでおりまして、これはご質問のとおりでございます。

これは、ご指摘のありました5月1日から2日の未明にかけての強風被害、これが今回の補正予算額で、総務観光常任委員会、民生教育のほうと合わせて総額で約1,700万円の歳出経費を設けておりまして、これの約半額程度を公共施設整備基金で財源として充当したいという考えを財政のほうで試算を行いました。

その残りはどうなるのかと申し上げますと、今手続中なんですけれども、公有建物災害共済、この該当が半分は行けるんじゃないかというようなところの試算の中で約800万円、半分程度を基金から繰り入れたいという中で、今ページでは申し上げたとおり、ご指摘のとおり、総務費から始まって、例えば900万のところであれば、その半額というような形で半額ずつを充てていったんですけれども、最終ページの言っている、総合体育館の維持補修事業800万円ございますので、そこで行けば400万円じゃないかという、そういった意味の質問だと思うんですが、800万円を順に充てていった結果の最終的な残りのところが346万4,000円という形になりまして、端数は出ますけれども、これもあくまでも今保険との対応の中で見込みで充当させてもらっているというところでご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号について原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第6号について質疑を行います。

第6号について質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号について原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第7号及び議案第8号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第7号及び議案第8号について一括質疑を行います。

上坂議員。

○8番（上坂国由君） すみません。民教委員会に付託された議案であります、関連することで議案第7号についてお伺いいたします。

公共下水道事業特別会計補正予算の関係で、今回はちょっと当初予算に入れられなかったということで、こちらは注意をさせていただいたんですが、こちらの関連で積立基金が大分減っているのが見受けられました。その中で、上水道の関係で、上水道の戦略計画が出ていと思うんですが、下水道の料金の見直しが遅れているんじゃないかと思われるんですね、料金の見直し。これは町民負担が増えることは大変好ましくないことなんです、基金の積み増しを含めた下水道料金の改定、これは同時に見直しをしていったほうがいいことだと思うんですね。今回、上水道に関しては3か年計画で徐々に上げて、またそれから今後上げていくという指針がされました。上水道だけ上げていただけでは基金は戻らないと思います

ので、ぜひその辺についてお伺いしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 愛町部長。

〔愛町部長兼上下水道課長 川島和武君 登壇〕

○愛町部長兼上下水道課長（川島和武君） それでは、上坂議員のご質問についてご説明をいたします。

先日の民教土木常任委員会で水道事業の経営戦略の改定に係る説明をさせていただきました。水道料金の値上げについて検討に入りたい旨の報告をさせていただきました。

下水道事業につきましても、令和5年度に経営戦略の見直しを行っておりまして、その報告を令和6年9月定例議会の民教土木常任委員会において行っております。その資料を見ますと、現在進行中の下水処理場の再構築事業に係る設備投資を考慮して試算をしていますけれども、今から7年後の令和15年度から下水道使用料金の値上げが必要になるという見通しを立てています。

しかしながら、ご承知のとおり、近年の資材価格の高騰、深刻な人手不足、働き方改革による労務費の上昇、これらに加えて中東情勢の緊迫化に伴う原油由来の物品の調達案、それから価格の高騰、さらに起債の償還利率の上昇まで、ありとあらゆる費用が高騰する中で、巨額の設備投資をしている下水道事業といたしましては、使用料金の改定時期を前倒しして考えなければいけない、そういった状況になっております。

ともすれば、議員おっしゃるとおり、水道事業よりも下水道事業のほうが設備投資をしている分、経営が厳しくなることが予想されますので、下水道の料金改定のタイミングにつきましては、水道の料金改定と同時進行というスキームでこれから検討に入ってまいりたいと考えております。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○8番（上坂国由君） よろしく願いします。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

有坂議員。

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂です。議案8号のほうで1点だけお聞かせください。

議案8号のところ、債務負担行為の補正のところ、殺生クワッドリフトサイリスタ制御装置の更新工事が債務負担で今回上がっておりますけれども、これ今話題の中東情勢で部品が入ってこないとか、そういうもろもろの影響も加味しての債務負担行為ということでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） 有坂議員のご質問にお答えします。

この債務負担行為は、昨今の中東情勢等の影響ではなくて、もともと特殊な製品を製造からするというので、そもそも債務負担を前提に予定をしていた内容となっております。

それで、これは謝罪をしなければならないんですが、当初予算で今年度の6,458万円を計上させていただいているんですが、それが7年度分の支払い限度額ということで、そこまで7年度でできる作業に対する対価の分ということで計上させていただいて、今般、最後仕上げまでの1億595万2,000円、これを9年度にお支払いするというので債務負担のほうを組ませていただきたいということをお願いしようとするものであります。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第7号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号については原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、議案第8号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第 9 号及び議案第 10 号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第 9 号及び議案第10号について一括質疑を行います。

安齋議員。

○2 番（安齋 努君） 2 番、安齋です。議案 9 号について質問させていただきます。

ちょっと委員会が違うもので、もしかしたら委員会の中でも話が出たのかもしれませんが、巡回バス購入ということで、今回巡回バス購入 1 台分ということでありましたが、この購入に至った理由と、それからこれ 1 台ということなので、その他の車両の現在の状況に関してご質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 福祉課長。

〔福祉課長 越前谷 学君 登壇〕

○福祉課長（越前谷 学君） それでは、安齋議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の巡回バス購入についてでございますが、平成21年度に購入いたしました車両の入替えとして考えております。理由といたしましては、老朽化とともに故障の頻度が多く、安定的な運行に支障を来すおそれがあるということでございます。実際に故障も多く、修繕箇所にもよりますが、一度の修繕に数百万程度の見積りが提示されるような状況になってございます。ですので、更新を必要と考えたところでございます。

また、現在運行している車両の状況ということでございますが、現在、車両は 3 台所有してございます。そのうち、今回入替えを行おうとするものが平成21年度車になります。こちらの走行距離が78万キロを超えておりますので、こちらの車両の入替えを考えています。

そのほかの車両ですが、その他 2 台でございますが、平成30年度に購入させていただいている車両が現在34万5,000キロ、それから令和 5 年度に購入させていただいた車両は 8 万4,000 キロというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○2 番（安齋 努君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第9号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第10号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第11号及び議案第12号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 次に、議案第11号及び議案第12号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第11号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第12号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第13号から議案第17号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第13号から議案第17号までについて一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） なければ、質疑を終了し、討論を省略して採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

採決については個々の議案ごとに行います。

お諮りします。初めに、議案第13号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第14号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第14号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第15号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第15号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第16号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第16号については原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第17号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第17号については原案のとおり可決決定いたしました。

◎請願書・陳情書に係る委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書に係る委員長報告をお願いします。

陳情 3、草津原地区の都市計画区域からの除外を求める陳情について、担当の総務観光常任委員長、報告をお願いします。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、陳情・請願に係る委員長報告をいたします。

陳情に係る委員長報告。

陳情 3、草津原地区の都市計画区域からの除外を求める陳情書。

本陳情は、草津町、山口悦行氏ほか 7 名から、草津原地区の都市計画区域からの除外を求める陳情書が提出されたものであります。

陳情の趣旨といたしましては、「草津原地区において、都市計画税を納入しているが、温泉や上水道の整備がされておらず、路線価のない状況で土地の評価がされている現状であり、相続も難しいことから、都市計画区域を除外してほしい」とする内容であります。

委員からは、都市計画区域からの除外は制度上できるのか、また、給水区域であるのか、これらに基づく上水道などのインフラ整備の在り方などについての質問がなされ、当局からは、それぞれの指定区域上による対応内容について回答がなされました。

各委員の意見としては、都市計画区域からの除外によって種々の開発行為や建物建設への規制がなくなることや、陳情者がその区域の総意となっていないことなどを鑑みて、4 名が不採択、1 名が採択という結果となり、当委員会といたしましては不採択といたしました。

以上、陳情に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付の今後予定される議員活動ですが、どれも重要な議会活動です。各自確認を

いただき出席方についてよろしく願いをいたします。

お諮りします。議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付の一覧表のとおり、会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり決定をいたしました。

それでは、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 零時59分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 付託議案外にかかる委員長報告をお願いします。

ない場合には、なしとその場で答えてください。

初めに、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 黒岩 卓君 登壇〕

○総務観光常任委員長（黒岩 卓君） それでは、付託議案外にかかる総務観光常任委員会委員長報告をいたします。

その他の事項につきまして4点ほどございます。

まず1点目、天狗山ネイチャーセンターの無償譲渡について。

当局より、天狗山第6駐車場にある一般社団法人自然公園財団が所有する天狗山ネイチャーセンターについて、かねてより草津町への譲渡の意向がありましたが、当財団の草津支部が撤退したことにより、令和8年6月1日に譲渡契約が成立した旨の報告を受けました。

委員からは、この建物の今後の使用用途についての質問がなされ、当局側からは、指定管理により有料の貸事務所として使用していきたい考えがあるとのことで、このためのトイレの改修や増設が必要になる旨の説明がありました。

委員会として、当局に対して、有料で使用する計画であるならば施設整備をしっかりと行

うよう要望いたしました。

2点目、移住コーディネーターについて。

当局より、今年度から新たに開始した移住コーディネーターの採用者が決定した旨の報告がありました。

委員からは、移住コーディネーターの雇用方法の確認や、仕事内容や事業効果の目標などについての質問があり、当局からは、初年度の取組であることから、設定した事業をしっかりと進めていきたい旨の説明がなされました。

3点目、「湯路広場で行われたマルシェ」について。

6月6日、湯畑・湯路広場で行われたこのイベントは、草津温泉観光協会DMO人材育成部会の後援を得て、草津温泉コワーキング、株式会社アンデルが主催して行われたものです。移住者と訪問者の出会いを通じて、関係人口を増やしていくこと、観光振興や広場の「にぎわい」を創出するための事業であったため、町は公益性があるものと判断し、使用料について100%の減免措置をしたとの説明がありました。

しかし、委員から、ワンブース5,000円の出店ブースがなされたこと、また原則禁止の物品販売が行われたこと等が指摘されました。湯路広場は本来、その広場で草津を訪れた多くのお客様が休憩し、憩いの時を過ごす場所であるという原点に立ち返り、使用の許可や使用料の減免措置を行うに当たっては、透明性の確保、営利性の排除、占有範囲の制限等を適切に行うように求めました。

町当局として、今後はそれらの点に十分配慮し許可を出していく旨の回答がありました。

4点目、熱乃湯の指定管理業務と草津温泉観光協会の税務処理について。

熱乃湯の指定管理業務の内容は、湯もみと踊りに関するものが中心で、草津温泉観光協会は指定管理業務として熱乃湯の収益事務の運営に当たっております。また、草津温泉観光協会は一般社団法人として草津町の観光に関わる重要な公益事業を担っております。

一般社団法人においては、本来、公益事業会計と収益事業会計は独立して厳格に処理されなければならないものであります。しかし、現状の会計処理においては、収益事業会計の中に本来公益事業会計で処理されるべき公益事業のための人件費やその他の公益事業のための経費が計上されております。

委員からは、このような会計処理は、税務上、追徴課税にもつながる大きな問題となる可能性があるため、これを是正するために、町当局は指定管理を出している観光協会との間で、次の2点、熱乃湯の収益会計事業と協会の公益事業会計の2つの会計を別々に処理すること。

2点目、熱乃湯の収益事業会計にフロート制を導入すること等を協会と協議するように提言がされました。

これに対し、町長は会計処理フロート制の導入について精査し、協会と協議をしてまいりたいと答弁されました。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、民教土木委員長、付託議案外にかかる報告をお願いします。

〔民教土木常任委員長 上坂国由君 登壇〕

○民教土木常任委員長（上坂国由君） 付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

民教土木常任委員会としての付託議案外でございます。

1、草津町水道事業経営戦略の改定に関する報告でございます。

当局より、令和7年度に改定した経営戦略の報告がありました。

前回、平成30年度の策定から7年が経過し、人口減少や物価高騰、保有資産の老朽化など、水道事業を取り巻く環境が大きく変化したことから、より実効性の高い計画に改定したものであります。

この資料から、本町の水道事業における現在の経営状況は健全かつ良好であると判断される一方、老朽化する配管や施設の更新といった建設改良に係る出費がかさんでいくことから、これまでのような自己資金に頼った経営では事業の継続が困難となるといった重要な課題が顕在化したため、今後、収入を増強するための企業債の借入れや料金水準の見直しなどについて、具体的な検討に移行したいとの説明がなされました。

委員からは、値上げの必要性に理解を示しつつ、値上げに関しては、町民に丁寧な説明をするよう重ねて要望があったほか、水道に関するプロジェクトチームをつくるなど、水源が分かる人材の育成に取り組んでいてもらいたいといった意見が出され、当局からは、町民に丁寧に説明することや、人材育成については総合的な視点から検討したいとの回答がなされました。

2つ目です。中東情勢の緊迫化に伴うごみ袋の在庫状況等についてでございます。

委員より、中東情勢の緊迫化に伴うナフサ不足の影響による、草津町のごみ袋の在庫及び入荷状況についての質問があり、当局からは、4月納入分については入荷できたが、現状において安定的な仕入れは困難と推測されることから、販売業者への出荷制限や町民へのごみ減量化及びごみの分別について周知していきたいとの説明がなされました。

次です。3番目、広域ごみ処理施設の進捗状況についてであります。

委員より、吾妻環境施設組合で進めている吾妻6か町村の広域ごみ処理施設の進捗状況について質問があり、当局からは、これまで懸案となっていた水源の確保について見通しが立ったことから、8月開催予定の町村長会議並びに組合議会にこの結果を報告し、議決を得た後に当該ごみ処理施設の入札公告を行うとの説明がなされました。

また、委員からは、建設のスケジュールが遅れていることや、近隣町村の動向について町村長会議でしっかりと審議していただきたいということと、焼却炉の老朽化に係る費用などを考え、単独での設置などもよく考えて進めていただきたい」といった要望が出されました。

(4) ごみに関するアンケートについてでございます。

委員より、昨年度実施した「ごみに関するアンケートについて」質問がなされ、当局からは、アンケートの回収率が予想以上によかったことや、ごみ処理料金の値上げや分別項目の増加について、町民及び事業者から一定の理解をいただけたことが成果としてあったと。まだ集計途中であるため、9月の定例議会において詳細な報告を行う旨の説明がなされました。

(5) です。5番目です。県立高校在り方検討委員会についてでございます。

委員より、行政報告にあった県立高校在り方検討会について、具体的な会議内容についての質問があり、当局からは、令和5年度から始まった会議で、当初は郡内の県立高校の合併議論を行っていたが、今年度から渋川市も加わって議論をする会議体へと変化し、今後も開催の予定があるとの回答がなされました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、温泉温水対策特別委員長、付託議案外の委員長報告をお願いします。

〔温泉温水対策特別委員長 安井尚弘君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（安井尚弘君） それでは、温泉温水対策特別委員会付託議案外にかかる委員長報告をさせていただきます。

まず、温泉熱発電及び視察について。温泉熱発電について、内容や進捗状況を町民に聞かれても説明ができないため、資料の作成や委員会の開催などお願いしたい。また視察についても、幾つかの場所・案を出していただき検討していただくよう当局に要望いたしました。

続いて、温泉排湯管の整備について。

温泉の排湯管について、草津町温泉使用条例では、使用後の温泉を本町が指定する場所まで配管を施すとありますが、排湯管路を把握していない事業者もあり、漏湯により道路の陥

没が起きてからでは遅いかと思います。今後の対策・対応として道路改良などの工事を行う際に、パイプを1本入れておくなどの整備を検討していただくよう当局へ要望いたしました。

以上、付託議案外にかかる委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 付託議案外にかかる委員長報告3つありまして、報告は終わりました。

これらにつきまして質問等ございましたらお受けいたします。

すみません、議運の委員長ありますか、付託外。

○議会運営委員長（湯本晃久君） 議会運営委員会、付託外はございません。

○議長（宮崎謹一君） 失礼しました。

特にありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） それでは、以上で付託議案外にかかる委員長報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続いて、一般質問を行います。

◇ 湯 本 晃 久 君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、9番、湯本晃久議員。

〔9番 湯本晃久君 登壇〕

○9番（湯本晃久君） 9番、湯本晃久。一般質問を行います。

令和3年12月定例議会にて、私は草津町の奨学金制度について一般質問を行いました。その後、教育長におかれては、各教育委員への諮問などを経て、返済期間の延長等を盛り込んだ奨学資金貸与条例の一部改正を迅速に実行していただきましたことに、改めて感謝申し上げます。しかしながら、当時、私が問題提起をした学業考査書の提出や連帯保証人を必要とする件などについてはそのままとなっており、進学を志す生徒やその保護者の皆さんにとってのハードルは引き続き高い状況にあると認識しております。現状ですと、ほかに有利な奨学金制度が多数あり、草津町の奨学金制度を現状のまま維持することには、大きな優位性が感じられないというのが正直なところです。

そこでまずは、現在の奨学金制度の利用状況、特に近年の推移について、改めてご説明くださるようお願いいたします。それを踏まえ、現在の奨学金制度に問題点はないか、あるとすればどの点に問題があると考えておられるか、町長のご見解をお聞かせください。

近年の他地域の状況を見ますと、各市町村においては、奨学金の貸与を市町村自体で行う形から、他団体による奨学金制度の活用を前提に、市町村がその返済を援助する形にシフトしている傾向がよりうかがえます。前回の一般質問で私は事例として、甘楽町や長野県上田市など63市町村で支援制度が設けられていると申し上げましたが、現在は当時の倍近く、少なくとも122の市町村が何らかの支援制度を設けているようです。これに加え群馬県でも、返済を支援する企業に対して補助金を支出する制度が設けられたとお聞きしています。

宮崎町長は、昨年11月に示された政策発表動画の中で、下仁田町の「ねぎとこんにやく下仁田奨学金制度」について、いい制度だと思うと述べられていました。この制度を調べてみると、地域内の金融機関で借りた学業資金について、在学中は利子分を、また卒業後、下仁田町での定住を条件に元金と利子を支援するとのことでした。恐らく町内の金融機関での利用促進も同時に考慮された優れた制度であると私も感じますが、一方で既にほかの返済制度を利用して勉学に励んでいる方や、卒業して地域で働きながら返済をしている方には支援がない形になっていると見受けられます。

定住人口を増やす、あるいは町外に出た学生さんが草津に戻ってきえることを目指す上では、これから進学を志す方、在学中の方、そして既に卒業されている方の三方を支援することが求められると考えます。後者に関して、さきに申し上げた上田市のほか、新潟県上越市など、参考になる先行事例が多数見られますが、草津町ではいつからの利用開始を目途として、どのような制度の導入を考えておられるか、町長の構想をお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、湯本議員の質問に対する答弁を申し上げます。

1点目に奨学金制度についてであります。

現在の奨学金制度の利用状況と推移についてであります。

現在の奨学金の利用状況につきましては、資金貸与者1名と返済中の貸与者2名、計3名に貸与を行っております。貸与の推移につきましては、ここ数年1名の申請者がいるかどうかという状況と報告を教育委員会から受けております。

現在の奨学金制度の問題点につきましては、月額2万円は制度創設当時としては一定の意味がありましたが、物価高騰や時代背景を鑑みますと、学費負担全体から見ると決して十分な額ではないと考えております。

また、今の制度では進学支援のみで卒業後の支援仕組みがないのが実情となっており、今後においては、改めて制度の見直しが必要と考えております。

2点目の質問は、議員ご指摘の下仁田町の「ねぎとこんにやく下仁田奨学金制度」です。これも私も十分拝見させていただき、大変いい制度だと思っております。これは、地域金融機関と連携しながら、若者の定住促進や人材確保を図る先進的な取組であると認識しております。

また、議員がおっしゃるとおり、人口減少対策や地域を支える人材の確保という観点からは、これから進学する方だけでなく、在学中の方や、既に卒業し奨学金を償還しながら働いている方への支援も十分視野に入れる必要があると考えております。

草津におきましては、現在、町独自の奨学金制度や移住定住促進政策を実施しておりますが、若年層の人口流出や観光産業における人材確保は引き続き大きな課題となっています。

そのため、今後は他自治体の先行事例も参考にしながら、進学時の支援、卒業後のUターン・Iターンの支援、奨学金返済支援、観光産業をはじめとした地域産業への就業促進などを総合的に組み合わせた制度について研究していきたいと考えております。

特に草津においては、観光業が地域経済を支える基幹産業であることから、若い世代が安心して学び、そして草津町に戻り働き続けられる環境づくりが重要で重点であると思っております。

現時点で具体的な導入時期を申し上げる段階にはございませんが、財源の確保や制度設計の検討を進めながら、定住人口の増加と地域産業を支える人材確保の両立に向けて研究してまいりたいと考えています。

以上、湯本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○9番（湯本晃久君） はい。

◇ 有 坂 太 宏 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、3番、有坂太宏議員。

〔3番 有坂太宏君 登壇〕

○3番（有坂太宏君） 3番、有坂太宏です。

今回は2点ばかり一般質問させていただきます。

まず1点目、住宅リフォーム助成制度についてということでお伺いします。

現在、建設業界においては、資材の高騰が深刻な問題となっています。この高騰は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、ウクライナや中東情勢の悪化、そしてサプライチェーンの混乱など複合的に影響した結果となっています。このことにより建設資材の高騰や品薄などにより、建設コストの増大に直結をしております。これにより建設の遅延や中止、さらには業者の経営を圧迫するなどの深刻な影響が全国的に見られています。

さて、町は今現在、木造住宅に関する補助事業として木造住宅耐震改修補助事業、空家除却費補助事業、街なみ環境整備事業と3つの事業を行っていただいております。このうち、リフォームに関する事業としては、平成22年度より街なみ環境整備事業があります。しかし、この事業は、湯畑地区、西の河原地区、滝下通り地区、中央通り地区、地藏地区と限られた範囲で行われております。先日、ある町民の方が住宅改修の相談に伺ったところ、今述べた地区以外の地区にお住まいのため制度を利用することができなかったとのご意見を伺いました。

街なみ環境整備事業もありがたい制度ではありますが、対象地域が現在限られています。高齢化や住居の老朽化、建て替えるにも資金繰りが厳しい方には、各地で創設されている住宅リフォーム助成制度を利用することができればどんなに喜ばれることでしょうか。制度の設立により、全ての町民が対象となり、地元の業者が工事を請け負うこととなり、景気対策としても重要な意味があると思われます。

さきに述べましたが、建設業界は厳しい状況ではありますが、郡内だけでは我が町のみ、住宅リフォーム助成制度を設けておりません。地元業者が潤い、そして町民に喜ばれる制度の検討をお願いしたいと思います。

次に、加齢難聴における補聴器購入助成についてということでお伺いします。

町長の政策の柱として、福祉の拡充を掲げておられます。町長が考えておられる福祉の拡充とはどのようなお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

私は議員になって、2021年12月、また2022年12月、2024年3月の定例議会で、高齢者の加齢難聴のことを一般質問で取上げさせていただいております。草津町においては、2022年度より「にっこり健診」にて聴覚検査の導入をさせていただいていることには感謝申し上げます。

現在高齢化が進み、誰もが補聴器を買えるようにしてほしいとの声が全国で広がっています。2022年度には全国で補聴器の助成を行っていた自治体は123です。群馬県は僅か3自治体で、太田市、前橋市、大泉町でした。2025年11月になりますと全国で518自治体と、補聴器助成の広がりを見せています。群馬県でも玉村町、甘楽町、榛東村、吉岡町、渋川市など

が加わり、10の市町村で現在行われております。

また、今年度には、吾妻郡内において、中之条町と長野原町が新たに補聴器の助成制度を始めました。さきの一般質問のときの前町長の方針ではありますが、このような制度を行うときには郡内で足並みをそろえて行うべきとの答弁をいただいております。また、町は現在障害者手帳を持った方への助成を行っていますが、障害者手帳を申請するには高いハードルが必要となります。中之条町と長野原町は、聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならないが、聴力機能の低下により日常生活に支障を来している高齢者に対し、コミュニケーション手段の確保や介護予防、ひきこもりの防止を図ることを目的として補聴器を購入する際の費用の一部を助成するとうたっております。

補聴器は決して安価なものではありません。補聴器をつければ生活の質が上がるのが確実ではありますが、購入するまでかなりのハードルが高い、年金では価格に問題があるなどの声が多数寄せられています。

高齢化が進む草津町ならではの支援を求めます。町長のお考えをお聞かせください。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、有坂議員の一般質問についてお答えいたします。

ご質問は、住宅リフォーム助成制度の創設についての内容でございます。

現在、建設資材の高騰やサプライチェーンの混乱が地元の建設業界や町民の皆様の生活に深刻な影響を与えていることについては、町としても懸念をしているところであります。有坂議員からご提案いただきました住宅リフォーム助成制度は、全町的な景気浮揚や住環境の改善につながる一案であると認識しております。

しかしながら、本制度の導入に当たっては、行政として慎重に見極めるべき構造的な課題が複数存在しております。

第1に、町民間の公平性の課題であります。

持家を所有する特定の町民に対する公費補助が、借家住まいの町民や既に自費でリフォームを終わらせた町民との間にいかにして均衡を図るかという点であります。ご指摘のあった近隣町村の動向につきましても、それぞれ財政規模や行政課題の違いによるものであり、助成率の均衡や制度の公平性の観点から、導入は慎重に見極める必要があると思っています。

第2に、財政の硬直化リスクと予測の困難さの課題であります。

本制度は需要の規模の想定が難しく、財政への影響が予想しにくい側面に加え、開始すると申請が殺到し単年度で打ち切ることが困難な継続的経常経費となる傾向がございます。一過性の経済対策にとどまらず、恒久的な制度にすることは、将来にわたり財政負担の増大を招き、本町の義務的経費の動向を圧迫し、他の施策の推進に支障を来す懸念がございます。

第3に、経済効果の持続性と既存施策との重複の課題であります。

制度終了後に需要の先食いによる反動減が起きる可能性が懸念され、また、草津においては既に、木造住宅耐震改修補助や空家除却費補助、地域の景観修景の向上を目的とした街なみ環境整備事業など、目的を絞った重点支援を実施しているところであります。

新たな制度設計につきましては、これらの既存の各種補助事業との整合性や、町内業者への波及効果、他町村の運用状況を参考にしつつ、費用対効果の観点から中長期的な視点で研究を重ねてまいりたいと考えております。

次に、補聴器購入助成についてであります。

ご質問は、私が掲げる福祉の充実と高齢者の加齢難聴における補聴器購入助成制度についての考えに対する内容であります。

まず、私が考える福祉の充実についてですが、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる環境づくりを整えることであり、そのために必要な支援につなげていくことが重要であると考えているところであります。

特に高齢者福祉につきましては、行政と地域が手を取り合う高齢者見守りネットワーク構築事業に始まって、高齢寿命を延ばすための介護予防、生きがいづくり、社会参加の仕組みづくりなどを通じて、いつまでも元気に地域で生活いただける環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

加齢難聴につきましては、これまでも有坂議員から複数回にわたりご質問をいただき、町としてもその重要性を認識している中で、令和4年度から一般介護予防健診、従来「にっこり健診」と呼ばれたもの、住民健診において難聴検査を導入してまいりました。その結果、聴力低下が見受けられる方が一定数確認されており、加齢難聴が高齢者の生活や社会参加に影響を及ぼす課題であることは十分に認識しております。

議員のご指摘のとおり、全国的には高齢者を対象とする補聴器購入助成制度を導入する自治体が増加しており、吾妻郡内においても中之条と長野原が制度を開始したことは承知しております。

一方で、補聴器につきましては、個人の聴力の状態や使用環境が異なることもあり、購入

後のメンテナンスなど継続的な管理を必要とすることから、購入助成のみならず、適切な受診勧奨や相談支援を併せて考える必要があります。

現在、障害者総合支援法による補装具費支給制度や難聴児補聴器購入支援事業など既存制度の活用を図るとともに、健診や健康相談事業を通じて、高齢者の健康状態の把握に努めております。

補聴器補助制度につきましては、郡内自治体の実施状況や制度内容、利用実績など情報収集を行うとともに、当町における高齢者ニーズや実態把握に努めながら、今後、高齢者福祉施策について研究して考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、有坂議員の一般質問に対する答弁とします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○3番（有坂太宏君） ありがとうございます。

◇ 市 川 祥 史 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、4番、市川祥史議員。

〔4番 市川祥史君 登壇〕

○4番（市川祥史君） 4番、市川祥史です。

一般質問、2つほどさせていただきます。

まず1つ目、質問事項としましては、妊娠・子育て支援について。要旨として、郡内における助成格差。

1、国は2026年度から、公的医療保険料に上乗せし、子ども・子育て支援金を全世帯から徴収し、その財源で全国的な子育て施策を賄おうとしている。これは全国どこでも同じ支援を行う方向で進んでいる一方で、各自治体ごとの判断で独自に上乗せ、横出しがあり統一されない現状がある。吾妻郡内においても助成内容がそれぞれで、中之条町は恵まれているという話を耳にした。郡内の出生者数が昨年度140名弱という話の中で、周辺地域全体で子育て環境の魅力を高め、エリア全体の人口減少対策に取り組む。また、不妊治療補助金・出産祝い金など土台となり得る助成に関しては統一化を進め、不公平感を感じないようにすべきだと思われる。町のお考えをお聞かせください。

2番目、自治体広告について。

要旨として、公共広告収入の検討。

近年、自治体が新たな財源として自治体広告を実施している例が見られる。草津町は観光

客が400万人を超え、あらゆる地域からお越しいただいていることから、広告収入を検討できる時期ではないかと考える。草津町は、町歩きができる範囲が増え、観光施設、駐車場、広場、足湯、ライブカメラなど観光客にとって充実した環境が整いつつあり、さらなる整備が予定されている。一方で現状維持をするための清掃、メンテナンス、補修費用などの負担が増額し続け、この先の負担に何らかの対策が必要であると考え、その財源確保の一つとして、自治体広告の検討をお願いしたい。具体的には、公式ホームページバナー広告、ライブカメラバナー広告、ネーミングライツ、看板、印刷物などが考慮できる。進めるには料金設定、審査、管理と専門的分野となるため難しい側面もあるが、事例も多々あるので検討いただけるでしょうか。

以上となります。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、市川議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。

第1点目のご質問は、妊娠・子育て支援に係る吾妻郡内の支援・助成の格差に関する内容であります。

お尋ねのように、現在、国においては2030年代に入るまでが、少子化問題が反転可能かの重要な分岐点として、こども未来戦略加速化プランの政策によって、今年から子ども・子育て支援金制度が本格的に実施し、独身の方、子育てを終えた方、高齢者の方を含む全ての世代、そして企業からも支援金として拠出いただき、全国共通の子育て支援の充実を図る方針を示しております。

一方で、各地方自治体において、それぞれの人口や地域特性に応じた子育て支援事業が展開しており、吾妻郡においても、出産祝い金や不妊治療費助成、子育て世帯への経済的支援など、各町村が独自色を出して各種の子育て支援事業を行っております。

私も前に調べたことがありまして、現在、中之条が約20万円、第1子に対して20万円を補助しています。草津町は5万円でございます。嬭恋も5万円でございます。長野原10万円で、高山が20万、東吾妻が5万円となっていることは事実でございます。この格差は何とかしなくちゃいけないというご質問でございます。

しかし、この中でもいろいろと他町村にはいろんな仕組みがありまして、小学校に入ったら5万円とか、中学校に入ったら5万円とか、いろんなことを行っていることも確かでございます。

そのような中、市川議員のご質問にある中之条の出産金、他町村に比べて大変多いこと、社会資源が充実していることもあって、産前・産後ヘルパー派遣なども実施しております。そのため、それぞれの住民の皆様から見れば、各自治体間において支援制度に差異があると感じることが推察されます。

吾妻郡内の全体の出生率が減少する傾向にある中、子育て世代が居住地によって大きな格差や不公平感を感じることがないように配慮する必要があるという市川議員のお考えについては、私も同様に認識するところでございます。できる限り、郡内で歩調を合わせた支援内容にすることが可能かどうかは研究を進めてまいりたいと思っております。

関連して、特に吾妻郡では、産婦人科をはじめとした医療資源の面で大きな課題を有しておるため、まさに郡レベルで群馬県や関係団体と連携をして課題の解決に向けて取り組んで継続してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、草津町としては、今年度の子育て支援の強化として、昨年開設されました、こども家庭センター・なないろのさらなる充実を図り、妊産婦や子供の支援をより促進させていきます。そして、この町で暮らし、子育てをする町民皆様によって、より住みやすい、より暮らしやすい環境を構築できるよう、助成制度の充実強化を含め、寄り添った子育て施策を強く前進していきたいと思っております。

次に、自治体広告収入の検討についてであります。

観光入り込みの増加を契機に、自治体の広告収入を新たな財源として検討してはどうかという提案的な内容であります。

お尋ねのとおり、昨今、多くの自治体が広告収入の手段を取り入れておりますが、この取組は、地方自治法の規定により「行政財産の用途又は目的を妨げない範囲において使用又は貸し付けることができる」と定めており、広告掲載につきましても可能となることも承知をしております。

これまで当町では、各種の施策を展開する上で重要な財源として、堅調な伸びを見せているふるさと納税等の活用をしてきたところでありますが、こうした貴重な財源の確保に努めつつ、市川議員のご提案のような多角的な自主財源の確保に挑戦していくことは重要な取組であると私も共感するところであります。

まず、第一歩としまして、町民皆様の利便性の向上につながる「暮らし便利手帳」の発行における広告協賛方式の導入を検討しながら、並行して、議員ご提案の公式ホームページバナー広告、ライブカメラのスポンサー表示、町内の看板、印刷物等の広告収入の研究、さら

に施設等のネーミングライツについても研究を進めてまいりたいと思っております。

公共媒体の広告掲載にあつては、公共性の担保や事務負担など整理すべき事項は多数ございますが、他の自治体の先進的な成功事例も参考にしながら、当町の地域特性に合致した着手可能なものから導入に向けた検討を開始したいと考えています。

以上、市川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですね。

○4番（市川祥史君） はい。

◇ 小 林 純 一 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、6番、小林純一議員。

〔6番 小林純一君 登壇〕

○6番（小林純一君） 6番、小林純一です。

2点ほど一般質問をさせていただきます。

まず1点目、空き家対策について伺います。

空き家が長期間放置される理由としては、除却工事に係る経済的負担が大きいことに加え、取り壊すことで固定資産税の住宅用地特例が受けられなくなる点も大きな要因と考えられます。

平成26年度の空家等対策特別措置法により、特定空家に指定された場合は固定資産税の優遇措置が適用されなくなりました。しかし、特定空家の基準は、保安上危険、衛生上有害、著しく景観を損なうなどであり、適切に管理されている一般の空き家は対象外です。

土地の利活用の観点からは、更地のほうが売買が進みやすく、新たな景観形成や地域活性化にもつながる可能性があります。実際、ほかの自治体では、空き家を除却して更地にした場合でも、期限付で固定資産税の住宅特例を継続適用する制度を設けている例もあります。

本年度から空き家バンクの設置に向けて動き始めたタイミングでもありますが、これと併せて、除却工事費補助と税制上の特例を組み合わせることで、空き家除却の促進や土地の有効活用がさらに進むと考えます。こうした制度の導入について、町として検討してみてもいいかがでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

続きまして、2点目、公園整備について伺います。

4月30日から5月1日の朝にかけて、草津町で強風が吹き荒れ、町内各所で倒木の被害が確認されました。まず、この被害状況と対応の現状について伺います。

1、被害状況と対応について。町が把握している被害の発生場所や件数、規模及び現在の対応状況についてご説明をお願いします。

2、囲山公園の倒木と今後の管理について。囲山公園では倒木が発生し、隣接する建物に被害が生じ、修繕については草津町が対応していると伺っております。私も現場を確認しましたが、大木が倒れ、建物の損壊も大きく深刻な状況でした。近年、温暖化の影響もあり、ゲリラ豪雨や台風などの気象災害が激しさを増しているように感じます。今後のことを考えると、木の伐採や間伐など、事前のリスク軽減策が必要な時期に来ていると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

3、頌徳公園の安全確保について。頌徳公園におきましても、公園内には大木が多く、将来的なリスクを考えると不安を感じております。悪天候時に児童が利用することは少ないと思いますが、日常的に多くの児童が遊び場として利用しており、鬱蒼とした雰囲気の中で遊ぶ姿を見ると、安全面で懸念があります。災害予防や児童の安全確保の観点から、見通しをよくし、より安全に利用できるよう整備を進めるべきと考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

4、町内公園の遊具・設備の維持管理について。町内の公園については、遊具がさびているので塗装してほしい、ベンチを設置してほしいといった要望を住民の方からいただいております。実際に確認すると、さびの進行や休憩スペースの不足が見受けられます。

草津の気候特性上、さびや劣化が早いことは理解しておりますが、設置する以上、安全に利用できる状態を維持することは必須であると考えます。今後の維持管理や整備の方針について、町としてのお考えをお聞かせください。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 宮崎公雄君 登壇〕

○町長（宮崎公雄君） それでは、小林議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。

1点目の質問は、空き家除却促進に向けた固定資産税の特例措置及び補助制度の導入検討についてであります。

小林議員の指摘のとおり、平成26年に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法により、適正に管理されていない特定空家等に対しては、固定資産税の住宅用地特例の対象から除外をする仕組みが講じられております。

しかしながら、適切に管理されている一般の空き家につきましては、建物を解体して更地

にすることで、逆に税制上の優遇措置が適用されなくなり、土地の税負担が実質的に増加してしまいます。この仕組みが所有者に対して、使わない空き家であっても建物を放置せざるを得ないという心理を生み、除却をちゅうちょする一因となっていることは町としても認識しているところであります。

こうした中、他の自治体において、空き家を除却した後の土地に対し、期限付で住宅特例を継続する独自制度や除却補助金を組み合わせて、土地の流動化や地域活性化につなげていく事例は非常に効果的な手段であると捉えております。

当町におきましても、本年度から空き家バンクの設置に向けて動き出す計画となっておりますので、その一環として、再利用が困難な老朽空き家の除却を促し、跡地を有効活用していくことは重要な課題になると認識しております。

ご提案の制度は、空き家バンクの始動と合わせることで、除却の促進や土地の流動化に相乗効果が可能になる反面、町税収入への財政影響や、他の更地所有者との租税負担の公平性、または特定期間中の利活用見込みなど、慎重に精査すべき課題でもございます。

したがいまして、まずは本年度から取り組む空き家バンクの構築を確実に行うとともに、先進地における減税の効果や当町における対象物件の精査を進めてまいりたいと思います。その上で、空き家バンクの登録を要件とするなど、当町の地域特性に合致した実効性のある支援策の在り方について、総合的に検討してまいりたいと思っています。

また、今後、税負担軽減の実施に向けた概要をお示しできる段階になりましたら、議会の皆様にも説明させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2点目の質問は、公園整備に関する5月上旬に発生した強風被害による倒木等に関する内容であります。

ご指摘のように、草津町においては、5月上旬に近年にはない強風の被害が発生をいたしました。実際には、5月1日から5月2日の未明にかけての強風の被害であり、気象庁のデータによると、5月2日の午前3時40分から5時40分までの2時間において風速20メートルを超える風が継続して吹いたことが示されており、異例な事態だったということがうかがえます。

この件に関する町が把握している被害状況についてのご質問であります。時系列に申し上げますと、5月2日の土曜日でしたが、朝4時50分に高崎河川国道情報センターから役場宿直に、前口区中原において強風によって電柱が折れて倒れた旨の報告が入りました。

以後、次々に町内各所における倒木被害等の情報が寄せられたため、災害マニュアルに従

って総務課長を中心として招集体制を整え、私や副町長も朝7時過ぎには現場に行きました。

議員の質問にあるように、特に、囲山公園付近、西殿塚の町有地で幹回り2メートルを超える大木が倒れ、公民館の倉庫2棟が倒壊するという大きな被害が発生するなど、現地を確認しながら、私から対策指示を部課長に出しました。

この案件による被害対応については、危険回避、安全対策を優先に早急な措置を講じました。この関連経費は、今回の補正予算要求にさせていただいたとおり、倒木の処理、公共施設の屋根修理などを踏まえて、総額約1,700万を要する見込みとなりました。規模的には近年の台風被害のときよりも大きかったと捉えており、町有地関係における被害は、倒木4本の処理、枝折れの処理は数十か所、そのほか折れそうな危険な立木の処理を3本やりました。そのほかにも、公営住宅のほか、総合体育館の屋根や壁、公民館や教職員住宅の施設においても屋根が剥がれるなどの被害が7か所、施設関係の被害も発生いたしました。

このほかにも、スキー場でのテント破損や駐車場での倒木、南本町のグラウンド施設でもネットの破損などが見られました。

災害復旧制度に基づいて補助金の該当は難しい状況にありましたが、現在、災害復旧債が適用可能かなど、群馬県へ照会中であります。

今回の事案は、予想しにくい中で突発的な強風被害でありました。結果として、町民の皆様、児童生徒等に事故やけががなかったことは何よりも安堵するところであります。しかしながら、町としましては、この事態を教訓とし、今後において、前橋地方気象台と協議の場を設置し、今後、注意報が発令された件に関しては申入れを行いました。今後もスピード感を持った初期対応に努め、気象台などの関係機関との連携強化を図り、町民皆様の安心安全の確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、頌徳公園の安全と町内公園の遊具・設備についてであります。

今回の強風被害については、頌徳公園にも2本の倒木がありました。早速、閉鎖措置を取り、その後の処理については対応済みとなっております。しかしながら、ご指摘のとおり、公園内には大木が多く、リスク度は高いものと懸念をしています。このため、6月4日には吾妻環境森林事務所に協力依頼を行い、樹木医や森林土木の技師の職員5名に来庁いただき、頌徳公園内の既存樹木の安全性を診ていただきました。結果としては、全体的に樹木は元気であるとの判断でしたが、一定の安堵感が得られたものの、成長した大木が多いことから、枝折れなどの警戒は今後もしていきたいと思っております。

この頌徳公園を含め、小林議員の質問にあるように、町内公園の遊具・設備についても、

これから2年間をかけて策定する第6次草津町総合計画において、日常的に親と子が安心して暮らせる場所や空間を構築するための公園整備の在り方について研究してまいりたいと思っています。

同時に、既存公園の遊具及び設備の維持管理については、安全面の確保を最優先に、適切に修理や整備について、所管課を中心として、今後も公園整備に関してご意見をいただければ幸いであると思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上、小林議員からの一般質問に対する答弁といたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和8年度草津町議会第5回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 宮 崎 謹 一

署 名 議 員 直 井 新 吾

署 名 議 員 黒 岩 卓